

資料

令和7年2月26日開催
第2回美瑛町議会定例会資料

○条例の制定

議案第 1号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	-----	1～ 6
議案第 2号	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	-----	7～ 12
議案第 3号	国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	-----	13～ 62
議案第 4号	美瑛町宿泊税条例の制定について	-----	63～ 64
議案第 5号	美瑛町駐車場利用税条例の制定について	-----	65～ 66
議案第 6号	美瑛町手話言語の理解及び普及並びに障がいの特性に応じた意思疎通の総合的な支援に関する条例の制定について	-----	67～ 68

○条例の一部改正

議案第 7号	美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	-----	69～72
議案第 8号	美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	-----	73～74
議案第 9号	美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について	-----	75～103
議案第10号	美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	-----	104～109
議案第11号	美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	-----	110～114
議案第12号	美瑛町都市公園条例の一部改正について	-----	115～116
議案第13号	美瑛町文化財保護条例の一部改正について	-----	117～121
議案第14号	美瑛町水道事業給水条例の一部改正について	-----	122～123
議案第15号	美瑛町立病院使用料及び手数料条例の一部改正について	-----	124～125

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定要旨

1 制定の要旨

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴い、自由刑のうち懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化されることから、関係条例の一部を改正するため、本条例を制定するもの。

2 制定の概要

第1条（美瑛町行政不服審査会条例の一部改正）

美瑛町行政不服審査会条例（平成28年美瑛町条例第2号）の一部改正について規定

第2条（美瑛町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

美瑛町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年美瑛町条例第3号）の一部改正について規定

第3条（美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正）

美瑛町職員の給与に関する条例（昭和37年美瑛町条例第17号）の一部改正について規定

第4条（美瑛町自然環境保全条例の一部改正）

美瑛町自然環境保全条例（平成元年美瑛町条例第31号）の一部改正について規定

附 則

施行期日及び経過措置について規定

3 施行期日

令和7年6月1日から施行する。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
【第1条による改正 美瑛町行政不服審査会条例】

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第7条 【略】 (罰則) 第8条 第4条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 附 則 【略】</p>	<p>第1条～第7条 【略】 (罰則) 第8条 第4条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 附 則 【略】</p>

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表

【第2条による改正 美瑛町個人情報の保護に関する法律施行条例】

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第8条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>第1条・第2条 【略】 (美瑛町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>第3条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 次の各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>5・6 【略】</p>	<p>第1条～第8条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>第1条・第2条 【略】 (美瑛町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>第3条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 次の各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>5・6 【略】</p>

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表

【第3条による改正 美瑛町職員の給与に関する条例】

令和7年2月26日

第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第19条 【略】</p> <p>第19条の2 【略】</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第19条の3 【略】</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 【略】</p> <p>2～4 【略】</p> <p>5 【略】</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p>	<p>第1条～第19条 【略】</p> <p>第19条の2 【略】</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第19条の3 【略】</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 【略】</p> <p>2～4 【略】</p> <p>5 【略】</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p>

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
 【第3条による改正 美瑛町職員の給与に関する条例】

令和7年2月26日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
(2)・(3) 【略】 6～8 【略】 第20条～第25条 【略】 附則 【略】	(2)・(3) 【略】 6～8 【略】 第20条～第25条 【略】 附則 【略】

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
 【第4条による改正 美瑛町自然環境保全条例】

令和7年2月26日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第29条 【略】 第8章 罰則 第30条 第14条の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は10万円以下の罰金に処する。 第31条 次の各号の一に該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は5万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 【略】 第32条～第35条 【略】 附則 【略】</p>	<p>第1条～第29条 【略】 第8章 罰則 第30条 第14条の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は10万円以下の罰金に処する。 第31条 次の各号の一に該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は5万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 【略】 第32条～第35条 【略】 附則 【略】</p>

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定要旨

1 制定の要旨

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行に伴い、関係条例の一部を改正するため、本条例を制定するもの。

2 制定の概要

第1条（美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年美瑛町条例第15号）の一部改正について規定

第2条（美瑛町税条例の一部改正）

美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の一部改正について規定

第3条（美瑛町都市計画税条例の一部改正）

美瑛町都市計画税条例（昭和47年美瑛町条例第14号）の一部改正について規定

附 則

施行期日について規定

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表

【第1条による改正 美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例】

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条 【略】 （定義）</p> <p>第2条 【略】</p> <p>（1）・（2） 【略】</p> <p>（3） 特定個人情報 番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>（4） 個人番号利用事務実施者 番号利用法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>（5） 情報提供ネットワークシステム 番号利用法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>（6）・（7） 【略】</p> <p>第3条～第5条 【略】</p> <p>附 則 【略】</p>	<p>第1条 【略】 （定義）</p> <p>第2条 【略】</p> <p>（1）・（2） 【略】</p> <p>（3） 特定個人情報 番号利用法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>（4） 個人番号利用事務実施者 番号利用法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>（5） 情報提供ネットワークシステム 番号利用法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>（6）・（7） 【略】</p> <p>第3条～第5条 【略】</p> <p>附 則 【略】</p>

○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
【第2条による改正 美瑛町税条例】

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第36条 【略】 (町民税の申告)</p> <p>第36条の2 【略】 2～9 【略】</p> <p>10 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>第36条の3～第88条 【略】 (種別割の減免)</p> <p>第89条 【略】 2 【略】 (1) 【略】 (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（番号法</p>	<p>第1条～第36条 【略】 (町民税の申告)</p> <p>第36条の2 【略】 2～9 【略】</p> <p>10 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>第36条の3～第88条 【略】 (種別割の減免)</p> <p>第89条 【略】 2 【略】 (1) 【略】 (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の</p>

○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
 【第2条による改正 美瑛町税条例】

令和7年2月26日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>_____第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p> <p>(3)～(8) 【略】</p> <p>3 【略】</p> <p>第90条～第139条の2 【略】 (特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(番号法第2条第16項 _____に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)・(3) 【略】</p> <p>3 【略】</p> <p>第140条～第148条 【略】 (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)</p>	<p>個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p> <p>(3)～(8) 【略】</p> <p>3 【略】</p> <p>第90条～第139条の2 【略】 (特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)・(3) 【略】</p> <p>3 【略】</p> <p>第140条～第148条 【略】 (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)</p>

○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
 【第2条による改正 美瑛町税条例】

令和7年2月26日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第149条 【略】</p> <p>(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(2)・(3) 【略】</p> <p>第150条・第151条 【略】</p> <p>附則 【略】</p>	<p>第149条 【略】</p> <p>(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(2)・(3) 【略】</p> <p>第150条・第151条 【略】</p> <p>附則 【略】</p>

○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
 【第3条による改正 美瑛町都市計画税条例】

令和7年2月26日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第6条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>1～6 【略】</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>7 【略】</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)～(6) 【略】</p> <p>8～16 【略】</p>	<p>第1条～第6条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>1～6 【略】</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>7 【略】</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)～(6) 【略】</p> <p>8～16 【略】</p>

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定要旨

1 制定の要旨

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）の施行に伴い、国家公務員等の旅費制度等との権衡を保つため、職員等の旅費等に係る関係条例の一部を改正するよう、本条例を制定するもの。

2 制定の概要

第1条（美瑛町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

美瑛町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年美瑛町条例第3号）の一部改正について規定

第2条（証人等の費用弁償に関する条例の一部改正）

証人等の費用弁償に関する条例（昭和44年美瑛町条例第37号）の一部改正について規定

第3条（美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例（昭和37年美瑛町条例第1号）の一部改正について規定

第4条（美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和37年美瑛町条例第2号）の一部改正について規定

第5条（美瑛町職員の旅費に関する条例の一部改正）

美瑛町職員の旅費に関する条例（昭和37年美瑛町条例第11号）の一部改正について規定

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
 【第1条による改正 美瑛町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例】

令和7年2月26日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧																																			
第1条・第2条 【略】 第3条 特別職には、別表 〃 に定める報酬を支給する。 2～5 【略】 (費用弁償の支給) 第4条 特別職の者が職務上の用務で勤務若しくは旅行するときは、〃 費用弁償を支給する。 2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その額は、美瑛町職員の旅費に関する条例（昭和37年美瑛町条例第11号）に定める旅費相当額とする。 3 【略】 第5条 【略】 附 則 【略】 別表 〃 (第3条関係) 【略】	第1条・第2条 【略】 第3条 特別職には、別表第1に定める報酬を支給する。 2～5 【略】 (費用弁償の支給) 第4条 特別職の者が職務上の用務で勤務若しくは旅行するときは、別表第2に定める費用弁償を支給する。 2 特別職の者が外国旅行をした場合にあっては、前項の規定にかかわらず、旅費の種類、額及び支給方法は、北海道職員等の旅費に関する条例（昭和28年北海道条例第38号）に定める一般職員の例により、別に規則で定めるところによる。 3 【略】 第5条 【略】 附 則 【略】 別表第1 (第3条関係) 【略】 別表第2 (第4条関係)																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> </table>							〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">車賃 (1 キロメー トルにつ き)</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">日当 (1日につき)</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">宿泊料 (1日につき)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">道内</th> <th style="text-align: center;">道外</th> <th style="text-align: center;">町内</th> <th style="text-align: center;">道内</th> <th style="text-align: center;">道外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">円 37</td> <td style="text-align: center;">円 2,400</td> <td style="text-align: center;">円 2,400</td> <td style="text-align: center;">円 5,000</td> <td style="text-align: center;">円 10,800</td> <td style="text-align: center;">円 14,500</td> </tr> </tbody> </table>	車賃 (1 キロメー トルにつ き)	日当 (1日につき)		宿泊料 (1日につき)			道内	道外	町内	道内	道外	円 37	円 2,400	円 2,400	円 5,000	円 10,800	円 14,500
〃	〃	〃	〃	〃	〃																															
〃	〃	〃	〃	〃	〃																															
車賃 (1 キロメー トルにつ き)	日当 (1日につき)		宿泊料 (1日につき)																																	
	道内	道外	町内	道内	道外																															
円 37	円 2,400	円 2,400	円 5,000	円 10,800	円 14,500																															
	備考 1 公用車を使用して出張した場合の車賃は、支給しない。 2 町内で、出張した場合の日当は、支給しない。																																			

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
 【第1条による改正 美瑛町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例】

令和7年2月26日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>3 <u>片道150キロメートル以上を交通機関を利用し、又は片道100キロメートル以上を公用車を使用して日帰り出張した場合の日当は、道内日当の2倍の額とする。</u></p> <p>4 <u>旭川市、東川町、東神楽町、当麻町、比布町、鷹栖町、愛別町、上川町、上富良野町、中富良野町及び富良野市へ日帰り出張した場合の道内日当は、支給しない。</u></p> <p>5 <u>東京都区内に出張した場合の日当は、1日につき道外日当の2倍の額とする。</u></p> <p>6 <u>白金温泉の旅館等に宿泊した場合の宿泊料は、別に定める。</u></p>

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
 【第2条による改正 証人等の費用弁償に関する条例】

令和7年2月26日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条 【略】 (費用弁償の種類と額)</p> <p>第2条 【略】 2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、<u>航空賃、その他交通費、宿泊費、</u> <u>包括宿泊費及び宿泊手当とし、その額は、美瑛町職員の旅費に</u> <u>関する条例(昭和37年美瑛町条例第11号)に定める旅費相当額</u> <u>とする。</u></p> <p>第3条～第5条 【略】 附 則 【略】</p>	<p>第1条 【略】 (費用弁償の種類と額)</p> <p>第2条 【略】 2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、<u>車賃、日当及び宿泊料の5種類と</u> <u>し、その額は美瑛町職員の旅費に関する条例(昭和37年美瑛町</u> <u>条例第11号)に定める旅費相当額とする。ただし、日当は、旅</u> <u>程にかかわらず全額を支給する。</u></p> <p>第3条～第5条 【略】 附 則 【略】</p>

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
 【第3条による改正 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例】

令和7年2月26日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条 【略】</p> <p>第2条 前条に掲げる職員（以下「町長等」という。）の給料月額 は、別表___のとおりとする。 （旅費）</p> <p>第3条 町長等が職務を行うため旅行した場合には、<u>旅費を</u> _____支給する。</p> <p>2 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包 括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その額は、<u>美 瑛町職員の旅費に関する条例（昭和37年美瑛町条例第11号）</u> に定める旅費相当額とする。</p> <p>第4条 【略】 附 則 （施行期日等）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表___の規定 については昭和37年1月1日に遡及適用する。 （給料の特例措置）</p> <p>2 町長及び助役の給料月額は、平成14年3月1日から平成14 年3月31日までの間に限り、条例第2条第1項の規定にかかわ らず、別表___に定める額に100分の80を乗じて得た額とす る。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表 に定める額とする。</p> <p>3 副町長の給料月額は、平成19年4月1日から平成19年4月 30日までの間に限り、条例第2条第1項の規定にかかわらず、 別表___に定める額に100分の80を乗じて得た額とする。た</p>	<p>第1条 【略】</p> <p>第2条 前条に掲げる職員（以下「町長等」という。）の給料月額 は、別表第1のとおりとする。 （旅費）</p> <p>第3条 町長等が職務を行うため旅行した場合には、<u>別表第2に定 める額を旅費として</u>支給する。</p> <p>2 町長等が外国旅行をした場合にあつては、前項の規定にかかわ らず、旅費の種類、額及び支給方法は、<u>北海道職員等の旅費に関 する条例（昭和28年北海道条例第38号）</u>に定める一般職員の 例により、別に規則で定めるところによる。</p> <p>第4条 【略】 附 則 （施行期日等）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の規定 については昭和37年1月1日に遡及適用する。 （給料の特例措置）</p> <p>2 町長及び助役の給料月額は、平成14年3月1日から平成14 年3月31日までの間に限り、条例第2条第1項の規定にかかわ らず、別表第1に定める額に100分の80を乗じて得た額とす る。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表 に定める額とする。</p> <p>3 副町長の給料月額は、平成19年4月1日から平成19年4月 30日までの間に限り、条例第2条第1項の規定にかかわらず、 別表第1に定める額に100分の80を乗じて得た額とする。た</p>

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
 【第3条による改正 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例】

令和7年2月26日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>だし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に定める額とする。</p> <p>4 【略】 (給料の特例措置)</p> <p>5 町長及び副町長の給料月額は、平成28年1月1日から平成28年1月31日までの間に限り、条例第2条第1項の規定にかかわらず、別表__に定める額に100分の90を乗じて得た額とする。 (給料の特例措置)</p> <p>6 町長及び副町長の給料月額は、平成29年10月1日から平成29年10月31日までの間に限り、条例第2条第1項の規定にかかわらず、別表__に定める額に、町長にあつては100分の80を、副町長にあつては100分の90を乗じて得た額とする。 (給料の特例措置)</p> <p>7 町長及び副町長の給料月額は、平成31年4月1日から平成31年4月30日までの間に限り、条例第2条第1項の規定にかかわらず、別表__に定める額に100分の90を乗じて得た額とする。</p> <p>8 【略】 (給料の特例措置)</p> <p>9 町長及び副町長の給料月額は、令和2年11月1日から令和2年11月30日までの間に限り、条例第2条第1項の規定にかかわらず、別表__に定める額に100分の95を乗じて得た額と</p>	<p>だし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に定める額とする。</p> <p>4 【略】 (給料の特例措置)</p> <p>5 町長及び副町長の給料月額は、平成28年1月1日から平成28年1月31日までの間に限り、条例第2条第1項の規定にかかわらず、別表第1に定める額に100分の90を乗じて得た額とする。 (給料の特例措置)</p> <p>6 町長及び副町長の給料月額は、平成29年10月1日から平成29年10月31日までの間に限り、条例第2条第1項の規定にかかわらず、別表第1に定める額に、町長にあつては100分の80を、副町長にあつては100分の90を乗じて得た額とする。 (給料の特例措置)</p> <p>7 町長及び副町長の給料月額は、平成31年4月1日から平成31年4月30日までの間に限り、条例第2条第1項の規定にかかわらず、別表第1に定める額に100分の90を乗じて得た額とする。</p> <p>8 【略】 (給料の特例措置)</p> <p>9 町長及び副町長の給料月額は、令和2年11月1日から令和2年11月30日までの間に限り、条例第2条第1項の規定にかかわらず、別表第1に定める額に100分の95を乗じて得た額と</p>

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
 【第4条による改正 美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例】

令和7年2月26日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧																																			
第1条・第2条 【略】 (旅費) 第3条 教育長が公務のため旅行した場合は、 <u>旅費を</u> <u>支給する。</u> 2 <u>旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包</u> <u>括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その額は、美</u> <u>瑛町職員の旅費に関する条例（昭和37年美瑛町条例第11号）</u> <u>に定める旅費相当額とする。</u> 第4条～第6条 【略】 附 則 【略】	第1条・第2条 【略】 (旅費) 第3条 教育長が公務のため旅行した場合は、 <u>別表に定める額を旅</u> <u>費として支給する。</u> 2 <u>教育長が外国旅行した場合にあつては、前項の規定にかかわら</u> <u>ず、旅費の種類、額及び支給方法は、北海道職員等の旅費に関す</u> <u>る条例（昭和28年北海道条例第38号）に定める一般職員の例</u> <u>により、別に規則で定めるところによる。</u> 第4条～第6条 【略】 附 則 【略】 別表（第3条関係）																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </table>							—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">車賃（1 キロメー トルにつ き）</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">日当（1日につき）</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">宿泊料（1日につき）</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">道内</th> <th style="text-align: center;">道外</th> <th style="text-align: center;">町内</th> <th style="text-align: center;">道内</th> <th style="text-align: center;">道外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">円 37</td> <td style="text-align: center;">円 2,400</td> <td style="text-align: center;">円 2,400</td> <td style="text-align: center;">円 5,000</td> <td style="text-align: center;">円 10,800</td> <td style="text-align: center;">円 14,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公用車を使用して出張した場合の車賃は、支給しない。 2 町内で、出張した場合の日当は、支給しない。 3 片道150キロメートル以上を交通機関を利用し、又は片道100キロメートル以上を公用車を使用して日帰り出張した場合の日当は、道内日当の2倍の額とする。 4 旭川市、東川町、東神楽町、当麻町、比布町、鷹栖町、愛別 	車賃（1 キロメー トルにつ き）	日当（1日につき）		宿泊料（1日につき）			道内	道外	町内	道内	道外	円 37	円 2,400	円 2,400	円 5,000	円 10,800	円 14,500
—	—	—	—	—	—																															
—	—	—	—	—	—																															
車賃（1 キロメー トルにつ き）	日当（1日につき）		宿泊料（1日につき）																																	
	道内	道外	町内	道内	道外																															
円 37	円 2,400	円 2,400	円 5,000	円 10,800	円 14,500																															

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
 【第4条による改正 美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例】

令和7年2月26日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>町、上川町、上富良野町、中富良野町及び富良野市へ日帰り出張した場合の道内日当は、支給しない。</u></p> <p>5 <u>東京都区内に出張した場合の日当は、1日につき道外日当の2倍の額とする。</u></p> <p>6 <u>白金温泉の旅館等に宿泊した場合の宿泊料は、別に定める。</u></p>

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
 【第5条による改正 美瑛町職員の旅費に関する条例】

令和7年2月26日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条 【略】</p> <p>第2条 【略】</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) 出張 職員が公務のため一時その在勤地（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(4) 【略】</p> <p>(5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行をすることをいう。</p> <p>(6) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。</p> <p>(7) 【略】</p> <p>(8) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、町と旅行役務提供契約（旅行者等が町に</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 【略】</p> <p>第2条 【略】</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) 出張 職員が公務のため一時その在勤地（常時勤務する在勤庁のない職員については、その住所）又は</p> <p>職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(4) 【略】</p> <p>(5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行をすることをいう。</p> <p>(6) 扶養親族 内国旅行にあつては、職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいい、外国旅行にあつては、職員の配偶者及び子で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。</p> <p>(7) 【略】</p>

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表

【第5条による改正 美瑛町職員の旅費に関する条例】

令和7年2月26日

第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。)を締結したものをいう。</p>	<p>2 この条例において「何級職務」という場合には、美瑛町職員の給与に関する条例（昭和37年美瑛町条例第17号）第3条に規定する一般給料表による当該級の職務（一般給料表の適用を受けない者については、任命権者が定めるこれに相当する職務）をいうものとする。</p> <p>3 この条例において「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいい、「在勤地」という場合には、在勤庁から8キロメートル以内の区域をいうものとする。</p>
<p>第3条 【略】 2～5 【略】 6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は 死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で町長が定めるものを旅費として支給することができる。 7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者</p>	<p>第3条 【略】 2～5 【略】 6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）がその出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更（取消しを含む。以下同じ。）され又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で町長が定めるものを旅費として支給することができる。 7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の</p>

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表

【第5条による改正 美瑛町職員の旅費に関する条例】

令和7年2月26日

第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>が、旅行中_____天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で町長が定める金額を旅費として支給することができる。</p> <p>8 <u>第1項、第2項及び第4項、第5項までに規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</u></p> <p>（旅行命令等）</p> <p>第4条 旅行は<u>旅行命令権者</u>_____の発する旅行命令等によって行わなければならない。</p> <p>2 【略】</p> <p>3 旅行命令権者は、既に発した<u>旅行命令等の変更</u>をする必要があると認める場合には自ら、又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、<u>その変更</u>をすることができる。</p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又は<u>その変更</u>するには旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に、当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだ</p>	<p><u>支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）</u></p> <p>が、旅行中<u>交通機関等の事故又は天災その他町長が定める事情</u>により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で町長が定める金額を旅費として支給することができる。</p> <p>（旅行命令等）</p> <p>第4条 旅行は<u>任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）</u>の発する旅行命令等によって行わなければならない。</p> <p>2 【略】</p> <p>3 旅行命令権者は、既に発した<u>旅行命令等を変更する</u>必要があると認める場合には自ら、又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、<u>これを変更</u>することができる。</p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又は<u>これを変更</u>するには旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に、当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだ</p>

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
 【第5条による改正 美瑛町職員の旅費に関する条例】

令和7年2月26日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>け速やかに、旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項を記載しこれを当該旅行者に提示しなければならない。</p> <p>5 【略】 (旅行命令等に従わない旅行)</p> <p>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2・3 【略】 (普通旅費の種類)</p> <p>第6条 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当</u>とする。</p> <p>2～4 【略】</p> <p>5 <u>その他の交通費</u>は、陸路（鉄道を除く。_____）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。</p> <p>6 <u>宿泊費</u>は、第13条の額を上限とした実費額により支給する。</p> <p>7 <u>包括宿泊費</u>は、第14条に規定する合計額により支給する。</p> <p>8 <u>宿泊手当</u>は、宿泊した夜数に応じ1夜当たり定額により支給する。</p> <p>9 <u>転居費</u>は、赴任に伴う転居について、実費額により支給する。</p>	<p>け速やかに、旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項を記載しこれを当該旅行者に提示しなければならない。</p> <p>5 【略】 (旅行命令等に従わない旅行)</p> <p>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2・3 【略】 (普通旅費の種類)</p> <p>第6条 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料及び食事料</u>とする。</p> <p>2～4 【略】</p> <p>5 <u>車賃</u>_____は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。</p> <p>6 <u>日当</u>は、旅行中の日数に応じ、1日当たりの定額により支給する。</p> <p>7 <u>宿泊料</u>は、旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。</p> <p>8 <u>食事料</u>は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。</p>

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
 【第5条による改正 美瑛町職員の旅費に関する条例】

令和7年2月26日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>10 着後滞在費は、第17条に規定する額を支給する。</p> <p>11 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転について支給する。</p> <p>12 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費について、実費額により支給する。</p> <p>13 死亡手当は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合について、定額により支給する。</p>	<p>(特殊旅費の種類)</p> <p>第7条 特殊旅費の種類は、移転料、着後手当、扶養親族移転料、死亡手当、日額旅費とする。</p>
<p>_____</p>	<p>2 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ、一定距離当たりの定額により支給する。</p>
<p>_____</p>	<p>3 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。</p>
<p>_____</p>	<p>4 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。</p>
<p>_____</p>	<p>5 死亡手当は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合において、定額により支給する。</p>
<p>_____</p>	<p>6 日額旅費は、旅行のうち第23条に規定する場合において、前条の普通旅費にかえて支給する。</p>
<p>(旅費の計算)</p> <p>第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第9条から第20条までに規定する種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合に</p>	<p>(旅費の計算)</p> <p>第8条 旅費は_____、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合に</p>

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表

【第5条による改正 美瑛町職員の旅費に関する条例】

令和7年2月26日

第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>は、その現によった経路及び方法によって計算する。</p>	<p>は、その現によった経路及び方法によって計算する。</p>
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第9条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事由により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。</p>
<p>_____</p>	<p>2 前項ただし書の規定により、通算した日数に、1日未満の端数を生じたときはこれを1日とする。</p>
<p>_____</p>	<p>3 第3条第2項第1号から第4号までの規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。</p>
<p>_____</p>	<p>第10条 1日の旅行において、日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。</p>
<p>_____</p>	<p>第11条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更のため、鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。</p>
<p>_____</p>	<p>_____</p>
<p>_____</p>	<p>_____</p>
<p>_____</p>	<p>_____</p>
<p>_____</p> <p>(旅費の請求手続)</p> <p>第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようと</p>	<p>_____</p> <p>(旅費の請求手続)</p> <p>第12条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようと</p>

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表

【第5条による改正 美瑛町職員の旅費に関する条例】

令和7年2月26日

第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>する旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者で、その精算をしようとする者並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な書類を添えてこれを当該旅費の支払をする者（以下「支払担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうち、その書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。</p> <p>2・3 【略】</p> <p>4 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって町長が定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。</p> <p>5 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支払担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。</p> <p>6 第1項に規定する必要な添付書類の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間その他の必要な事項は、規</p>	<p>する旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者で、その精算をしようとする者_____は、所定の請求書_____</p> <p>_____に必要な書類を添えてこれを当該旅費の支払をする者（以下「支払担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額_____のうち、その書類を提出しなかったため、その旅費_____の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給_____を受けることができない。</p> <p>2・3 【略】</p> <p>4 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに第2項及び前項に規定する期間は町長が定める。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
 【第5条による改正 美瑛町職員の旅費に関する条例】

令和7年2月26日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p><u>則で定める。</u> <u>(鉄道賃)</u> 第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。 (1) 運賃 (2) 急行料金 (3) 寝台料金 (4) 座席指定料金 (5) 特別車両料金 (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、規則で定める方法により算出する額とする。 <u>(船賃)</u> 第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の</p>	

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
 【第5条による改正 美瑛町職員の旅費に関する条例】

令和7年2月26日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p><u>額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>運賃</u></p> <p>(2) <u>寝台料金</u></p> <p>(3) <u>座席指定料金</u></p> <p>(4) <u>特別船室料金</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、規則で定める方法により算出する額とする。</u></p> <p><u>(航空賃)</u></p> <p><u>第11条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃及び座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用による。</u></p> <p>(1) <u>搭乗に要する運賃</u></p> <p>(2) <u>座席指定料金を徴する場合には、前号に掲げる運賃のほか、座席指定料金</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、規則で定める方法により算出する額とする。</u></p> <p><u>(その他の交通費)</u></p> <p><u>第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用</u></p>	

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
 【第5条による改正 美瑛町職員の旅費に関する条例】

令和7年2月26日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。以下同じ。）を利用する移動に要する運賃</p> <p>(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。以下同じ。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃</p> <p>(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。以下同じ。）の賃料その他の移動に直接要する費用</p> <p>(4) 車賃の額は、公務のため自家用自動車を使用した場合、1キロメートルにつき37円とし、通算した路程に1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。</p> <p>(5) 前4号に掲げる費用に付随する費用</p> <p>（宿泊費）</p> <p>第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して別表第1で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</p>	<p>旧</p> <p>第2章 旅行旅費</p> <p>（鉄道賃）</p> <p>第13条 鉄道賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。ただし、割引料金を適用する区間及びその鉄道賃の額は、別に定める。</p> <p>（1） その乗車に要する運賃</p>

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表

【第5条による改正 美瑛町職員の旅費に関する条例】

令和7年2月26日

第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
	(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、現に要する急行料金
	(3) 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、現に要する特別車両料金（道内旅行を除く。以下同じ。）
	(4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、現に要する座席指定料金
	2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り支給する。
	(1) 特別急行列車を運行する路線による旅行で片道100キロメートル以上のもの
	(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの
	3 第1項第3号に規定する特別車両料金は、特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行で、片道41キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。
	4 第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で、片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。
	5 前4項に規定する鉄道賃によることが当該旅行における特別の事情のため困難である場合には、町長が定める鉄道賃によることができる。
	(船賃)
(包括宿泊費)	

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表

【第5条による改正 美瑛町職員の旅費に関する条例】

令和7年2月26日

第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。</p>	<p>第14条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃金及びさん橋賃金を含む。（以下本条において「運賃」という。））、寝台料金及び特別船室料金による。</p>
<p>—</p>	<p>(1) 運賃の等級を区分する船舶による旅行の場合には上級の運賃</p>
<p>—</p>	<p>(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</p>
<p>—</p>	<p>(3) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</p>
<p>—</p>	<p>2 前項第1号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。</p>
<p>(宿泊手当)</p>	<p>(航空賃)</p>
<p>第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。</p>	<p>第15条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。</p>
<p>(転居費)</p>	<p>—</p>
<p>第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。</p>	<p>(車賃)</p>
<p>—</p>	<p>第16条 車賃の額は、別表第1の定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合は、実費額による。</p>
<p>—</p>	<p>2 車賃は全路程を通算して計算する。ただし、第11条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。</p>

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表

【第5条による改正 美瑛町職員の旅費に関する条例】

令和7年2月26日

第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>(着後滞在費)</p> <p>第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。</p> <p>(家族移転費)</p> <p>第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第9条から第12条までの費用、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額</p> <p>(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額</p> <p>2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。</p> <p>(渡航雑費)</p> <p>第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換</p>	<p>3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>(日当)</p> <p>第17条 日当の額は、別表第1の定額による。</p> <p>(宿泊料)</p> <p>第18条 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた別表第1の定額による。</p> <p>2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災、その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。</p> <p>(食事料)</p> <p>第19条 食事料の額は、別に定める。</p>

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表

【第5条による改正 美瑛町職員の旅費に関する条例】

令和7年2月26日

第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。</p>	<p>2 食事は、船賃若しくは航空賃のほか別に食費を要する場合に限り支給する。ただし、内国旅行においては、支給しない。</p>
<p>(死亡手当) 第20条 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡（第3条第2項第5号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、別表第2で定める定額とする。</p>	<p>(移転料) 第20条 移転料の額は次に掲げる額による。</p> <p>(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から、新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額</p> <p>(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額</p> <p>(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる。前号に規定する額に相当する額の合計額）</p>
<p></p>	<p>2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が、職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基準として計算する。</p>
<p></p>	<p>3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。</p>
<p></p>	<p></p>
<p></p>	<p></p>

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表

【第5条による改正 美瑛町職員の旅費に関する条例】

令和7年2月26日

第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>_____</p>	<p>(着後手当)</p>
<p>_____</p>	<p>第21条 着後手当の額は、別表第1の日当定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額による。</p>
<p>_____</p>	<p>(扶養親族移転料)</p>
<p>_____</p>	<p>第22条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。</p>
<p>_____</p>	<p>(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額</p>
<p>_____</p>	<p>ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食事料及び着後手当の3分の2に相当する額</p>
<p>_____</p>	<p>イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額</p>
<p>_____</p>	<p>ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食事料、及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を2人以上随伴するときは1人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道運賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。</p>
<p>_____</p>	<p>(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第20条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について、前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給する</p>
<p>_____</p>	
<p>_____</p>	
<p>_____</p>	
<p>_____</p>	

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表

【第5条による改正 美瑛町職員の旅費に関する条例】

令和7年2月26日

第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
	<p>ことができる額に相当する額の合計額) を超えることができない。</p> <p>(3) 第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食事料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>2 職員が赴任を命ぜられた日において、胎児であった子をその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(日額及び月額旅費)</p> <p>第23条 日額及び月額旅費は、職務の性質上常時出張を必要とする職員又は、研修若しくは講習を受ける職員の出張のための旅行について、定額をもって支給し、その支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、町長が定める。ただし、その額は、当該日額及び月額旅費の性質に応じ第6条第1項に掲げる普通旅費について、この条例で定める基準を超えることができない。</p> <p>(在勤地以外の同一地域内の旅行旅費)</p> <p>第24条 在勤地以外の同一地域内(第2条第3項に規定する地域の区分による同一の地域をいう。)における旅行については、鉄道賃、船賃、移転料、車賃、着後手当及び扶養親族移転料は支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には当該各号に規定する額の旅費を支給する。</p> <p>(1) 鉄道100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上の旅行の場合は、第13条、第14条及</p>

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表

【第5条による改正 美瑛町職員の旅費に関する条例】

令和7年2月26日

第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>び第16条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃</p> <p>(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超える場合は、その超える部分の金額に相当する鉄道賃、船賃又は車賃</p> <p>(3) 赴任を命ぜられた職員が、職員のための公設宿舎に居住すること又はこれをあけ渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、別表第1の鉄道50キロメートル未満の場合の移転料定額の3分の1に相当する額（扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額）の移転料。ただし、当該移転料の額を計算する場合においてその額に円位未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。</p>
<p>(退職者等の旅費)</p> <p>第21条 【略】</p> <p>(1) 職員が出張のための内国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の者として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行する者として計算した旅費</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(退職者等の旅費)</p> <p>第25条 【略】</p> <p>(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費</p> <p>_____</p> <p>ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費</p> <p>イ 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3日以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費</p>

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
 【第5条による改正 美瑛町職員の旅費に関する条例】

令和7年2月26日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>(2) 職員が赴任のための内国旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行する者として計算した旅費 (遺族の旅費)</p> <p>第22条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。</p> <p>(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する旅費</p> <p>(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの旅費</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(旅費の支給額の上限)</p> <p>第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</p>	<p>(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じかつ新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費 (遺族の旅費)</p> <p>第26条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。</p> <p>(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費</p> <p>(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費</p> <p>2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第7号に掲げる順序による。同順位者がある場合には、年長者を先にする。</p> <p>3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第22条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食事料とする。この場合において同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。</p>

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
 【第5条による改正 美瑛町職員の旅費に関する条例】

令和7年2月26日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(旅費の調整)</p> <p>第24条 任命権者は、旅行者が町以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は_____旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</p> <p>2 【略】</p> <p>(旅費の返納)</p> <p>第25条 支払担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。</p> <p>2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</p>	<p>(外国旅費)</p> <p>第26条の2 外国旅行にあつては、第13条から第26条までの規定にかかわらず、旅費の種類、額及び支給方法は、北海道職員等の旅費に関する条例（昭和28年北海道条例第38号）に定める一般職員の例により、別に規則で定めるところによる。</p> <p>第3章 雑則</p> <p>(旅費の調整)</p> <p>第27条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合、その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</p> <p>2 【略】</p>

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
 【第5条による改正 美瑛町職員の旅費に関する条例】

令和7年2月26日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新		旧																																																				
<p>(監督)</p> <p>第26条 町長は、この条例の適正な執行を確保するため、各課長に対して、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる。</p> <p>第27条 【略】</p> <p>附 則 【略】</p> <p>別表第1 (第13条関係)</p> <p>国内 単位：円</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>宿泊費基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北海道</td><td>13,000</td></tr> <tr><td>青森県</td><td>11,000</td></tr> <tr><td>岩手県</td><td>9,000</td></tr> <tr><td>宮城県</td><td>10,000</td></tr> <tr><td>秋田県</td><td>11,000</td></tr> <tr><td>山形県</td><td>10,000</td></tr> <tr><td>福島県</td><td>8,000</td></tr> <tr><td>茨城県</td><td>11,000</td></tr> <tr><td>栃木県</td><td>10,000</td></tr> <tr><td>群馬県</td><td>10,000</td></tr> <tr><td>埼玉県</td><td>19,000</td></tr> <tr><td>千葉県</td><td>17,000</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>19,000</td></tr> <tr><td>神奈川県</td><td>16,000</td></tr> </tbody> </table>		地域区分	宿泊費基準額	北海道	13,000	青森県	11,000	岩手県	9,000	宮城県	10,000	秋田県	11,000	山形県	10,000	福島県	8,000	茨城県	11,000	栃木県	10,000	群馬県	10,000	埼玉県	19,000	千葉県	17,000	東京都	19,000	神奈川県	16,000	<p>第28条 【略】</p> <p>附 則 【略】</p> <p>別表第1 (第16、17、18、21条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車賃 (1 キロメー トルにつ き)</th> <th colspan="2">日当 (1日につき)</th> <th colspan="3">宿泊料 (1日につき)</th> </tr> <tr> <th>道内</th> <th>道外</th> <th>町内</th> <th>道内</th> <th>道外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>円 37</td> <td>円 2,200</td> <td>円 2,200</td> <td>円 5,000</td> <td>円 9,800</td> <td>円 13,400</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公用車を使用して出張した場合の車賃は、支給しない。 2 町内で、出張した場合の日当は、支給しない。 3 片道150キロメートル以上を交通機関を利用し、又は片道100キロメートル以上を公用車を使用して日帰り出張した場合の日当は、道内日当の2倍の額とする。 4 旭川市、東川町、東神楽町、当麻町、比布町、鷹栖町、愛別町、上川町、上富良野町、中富良野町及び富良野市へ日帰り出張した場合の道内日当は、支給しない。 5 東京都区内に出張した場合の日当は、1日につき道外日当の 						車賃 (1 キロメー トルにつ き)	日当 (1日につき)		宿泊料 (1日につき)			道内	道外	町内	道内	道外	円 37	円 2,200	円 2,200	円 5,000	円 9,800	円 13,400
地域区分	宿泊費基準額																																																					
北海道	13,000																																																					
青森県	11,000																																																					
岩手県	9,000																																																					
宮城県	10,000																																																					
秋田県	11,000																																																					
山形県	10,000																																																					
福島県	8,000																																																					
茨城県	11,000																																																					
栃木県	10,000																																																					
群馬県	10,000																																																					
埼玉県	19,000																																																					
千葉県	17,000																																																					
東京都	19,000																																																					
神奈川県	16,000																																																					
車賃 (1 キロメー トルにつ き)	日当 (1日につき)		宿泊料 (1日につき)																																																			
	道内	道外	町内	道内	道外																																																	
円 37	円 2,200	円 2,200	円 5,000	円 9,800	円 13,400																																																	

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
 【第5条による改正 美瑛町職員の旅費に関する条例】

令和7年2月26日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新		旧
		<u>2倍の額とする。</u>
		<u>6 白金温泉の旅館等に宿泊した場合の宿泊料は、別に定める。</u>
新潟県	16,000	
富山県	11,000	
石川県	9,000	
福井県	10,000	
山梨県	12,000	
長野県	11,000	
岐阜県	13,000	
静岡県	9,000	
愛知県	11,000	
三重県	9,000	
滋賀県	11,000	
京都府	19,000	
大阪府	13,000	
兵庫県	12,000	
奈良県	11,000	
和歌山県	11,000	
鳥取県	8,000	
島根県	9,000	
岡山県	10,000	
広島県	13,000	
山口県	8,000	
徳島県	10,000	

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
 【第5条による改正 美瑛町職員の旅費に関する条例】

令和7年2月26日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新		旧	
<u>香川県</u>	<u>15,000</u>		
<u>愛媛県</u>	<u>10,000</u>		
<u>高知県</u>	<u>11,000</u>		
<u>福岡県</u>	<u>18,000</u>		
<u>佐賀県</u>	<u>11,000</u>		
<u>長崎県</u>	<u>11,000</u>		
<u>熊本県</u>	<u>14,000</u>		
<u>大分県</u>	<u>11,000</u>		
<u>宮崎県</u>	<u>12,000</u>		
<u>鹿児島県</u>	<u>12,000</u>		
<u>沖縄県</u>	<u>11,000</u>		
外国			
<u>地域区分</u>	<u>国名</u>	<u>地名</u>	<u>宿泊費基準額</u>
<u>アジア</u>	<u>インド</u>	<u>ニューデリー</u>	<u>18,000</u>
		<u>コルカタ</u>	<u>10,000</u>
		<u>チェンナイ</u>	<u>12,000</u>
		<u>ベンガルール</u>	<u>16,000</u>
		<u>ムンバイ</u>	<u>23,000</u>
		<u>その他の地</u>	<u>14,000</u>
		<u>インドネシア</u>	<u>ジャカルタ</u>
	<u>スラバヤ</u>	<u>12,000</u>	
	<u>デンパサール</u>	<u>18,000</u>	

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
 【第5条による改正 美瑛町職員の旅費に関する条例】

令和7年2月26日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新		旧	
	<u>メダン</u>		<u>8,000</u>
	<u>その他の地</u>		<u>13,000</u>
<u>カンボジア</u>	<u>プノンペン</u>		<u>21,000</u>
	<u>その他の地</u>		<u>21,000</u>
<u>シンガポール</u>	<u>シンガポール</u>		<u>34,000</u>
	<u>その他の地</u>		<u>34,000</u>
<u>スリランカ</u>	<u>コロンボ</u>		<u>22,000</u>
	<u>その他の地</u>		<u>22,000</u>
<u>タイ</u>	<u>バンコク</u>		<u>20,000</u>
	<u>チェンマイ</u>		<u>14,000</u>
	<u>その他の地</u>		<u>19,000</u>
<u>大韓民国</u>	<u>ソウル</u>		<u>26,000</u>
	<u>済州</u>		<u>23,000</u>
	<u>釜山</u>		<u>18,000</u>
	<u>その他の地</u>		<u>23,000</u>
<u>中華人民共和国</u>	<u>北京</u>		<u>17,000</u>
	<u>広州</u>		<u>17,000</u>
	<u>上海</u>		<u>17,000</u>
	<u>重慶</u>		<u>11,000</u>
	<u>瀋陽</u>		<u>9,000</u>
	<u>青島</u>		<u>12,000</u>
	<u>香港</u>		<u>32,000</u>

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
 【第5条による改正 美瑛町職員の旅費に関する条例】

令和7年2月26日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新		旧	
	その他の地		15,000
<u>ネパール</u>	<u>カトマンズ</u>		15,000
	その他の地		15,000
<u>パキスタン</u>	<u>イスラマバード</u>		32,000
	<u>カラチ</u>		31,000
	その他の地		31,000
<u>バングラデシュ</u>	<u>ダッカ</u>		17,000
	その他の地		17,000
<u>東ティモール</u>	<u>ディリ</u>		17,000
	その他の地		17,000
<u>フィリピン</u>	<u>マニラ</u>		17,000
	<u>セブ</u>		19,000
	<u>ダバオ</u>		22,000
	その他の地		22,000
<u>ブルネイ</u>	<u>バンダルスリブガ</u>		20,000
	<u>ワン</u>		
	その他の地		20,000
<u>ベトナム</u>	<u>ハノイ</u>		14,000
	<u>ダナン</u>		15,000
	<u>ホーチミン</u>		15,000
	その他の地		14,000
<u>マレーシア</u>	<u>クアラルンプール</u>		14,000

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
 【第5条による改正 美瑛町職員の旅費に関する条例】

令和7年2月26日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新				旧			
		ペナン	14,000				
		その他の地	15,000				
	<u>ミャンマー</u>	ヤンゴン	17,000				
		その他の地	17,000				
	<u>モルディブ</u>	マレ	47,000				
		その他の地	45,000				
	<u>モンゴル</u>	ウランバートル	24,000				
		その他の地	24,000				
	<u>ラオス</u>	ビエンチャン	17,000				
		その他の地	17,000				
	<u>その他の国</u>		17,000				
<u>大洋州</u>	<u>オーストラリア</u>	キャンベラ	29,000				
		シドニー	29,000				
		パース	27,000				
		ブリスベン	28,000				
		メルボルン	26,000				
		その他の地	26,000				
	<u>キリバス</u>	タラワ	25,000				
		その他の地	25,000				
	<u>サモア</u>	アピア	25,000				
		その他の地	25,000				
	<u>ソロモン</u>	ホニアラ	25,000				

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
 【第5条による改正 美瑛町職員の旅費に関する条例】

令和7年2月26日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新				旧			
		その他の地	25,000				
	<u>トンガ</u>	<u>ヌクアロファ</u>	25,000				
		その他の地	25,000				
	<u>ニュージーランド</u>	<u>ウェリントン</u>	27,000				
	<u>ド</u>	<u>オークランド</u>	27,000				
		その他の地	24,000				
	<u>バヌアツ</u>	<u>ポートビラ</u>	25,000				
		その他の地	25,000				
	<u>パプアニューギニア</u>	<u>ポートモレスビー</u>	38,000				
	<u>ニア</u>	その他の地	38,000				
	<u>パラオ</u>	<u>コロール</u>	25,000				
		その他の地	25,000				
	<u>フィジー</u>	<u>スバ</u>	33,000				
		その他の地	40,000				
	<u>マーシャル</u>	<u>マジュロ</u>	25,000				
		その他の地	25,000				
	<u>ミクロネシア</u>	<u>コロニア</u>	25,000				
		その他の地	25,000				
	<u>その他の国</u>		25,000				
<u>北米</u>	<u>アメリカ合衆国</u>	<u>ワシントン</u>	54,000				
		<u>アトランタ</u>	38,000				
		<u>サンフランシスコ</u>	49,000				

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
 【第5条による改正 美瑛町職員の旅費に関する条例】

令和7年2月26日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新		旧	
		<u>シアトル</u>	<u>42,000</u>
		<u>シカゴ</u>	<u>44,000</u>
		<u>デトロイト</u>	<u>43,000</u>
		<u>デンバー</u>	<u>40,000</u>
		<u>ナッシュビル</u>	<u>37,000</u>
		<u>ニューヨーク</u>	<u>57,000</u>
		<u>ハガツニヤ</u>	<u>18,000</u>
		<u>ヒューストン</u>	<u>28,000</u>
		<u>ボストン</u>	<u>59,000</u>
		<u>ホノルル</u>	<u>49,000</u>
		<u>マイアミ</u>	<u>39,000</u>
		<u>ロサンゼルス</u>	<u>42,000</u>
		<u>その他の地</u>	<u>36,000</u>
	<u>カナダ</u>	<u>オタワ</u>	<u>34,000</u>
		<u>カルガリー</u>	<u>34,000</u>
		<u>トロント</u>	<u>49,000</u>
		<u>バンクーバー</u>	<u>44,000</u>
		<u>モントリオール</u>	<u>36,000</u>
		<u>その他の地</u>	<u>35,000</u>
	<u>その他の国</u>		<u>36,000</u>
<u>中南米</u>	<u>アルゼンチン</u>	<u>ブエノスアイレス</u>	<u>25,000</u>
		<u>その他の地</u>	<u>24,000</u>

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
 【第5条による改正 美瑛町職員の旅費に関する条例】

令和7年2月26日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新			旧
<u>ウルグアイ</u>	<u>モンテビデオ</u>	<u>20,000</u>	
	<u>その他の地</u>	<u>20,000</u>	
<u>エクアドル</u>	<u>キト</u>	<u>27,000</u>	
	<u>その他の地</u>	<u>25,000</u>	
<u>エルサルバドル</u>	<u>サンサルバドル</u>	<u>27,000</u>	
	<u>その他の地</u>	<u>27,000</u>	
<u>キューバ</u>	<u>ハバナ</u>	<u>14,000</u>	
	<u>その他の地</u>	<u>14,000</u>	
<u>グアテマラ</u>	<u>グアテマラ</u>	<u>22,000</u>	
	<u>その他の地</u>	<u>21,000</u>	
<u>コスタリカ</u>	<u>サンホセ</u>	<u>32,000</u>	
	<u>その他の地</u>	<u>32,000</u>	
<u>コロンビア</u>	<u>ボゴタ</u>	<u>18,000</u>	
	<u>その他の地</u>	<u>17,000</u>	
<u>ジャマイカ</u>	<u>キングストン</u>	<u>44,000</u>	
	<u>その他の地</u>	<u>44,000</u>	
<u>チリ</u>	<u>サンティアゴ</u>	<u>26,000</u>	
	<u>その他の地</u>	<u>24,000</u>	
<u>ドミニカ共和国</u>	<u>サントドミンゴ</u>	<u>34,000</u>	
	<u>その他の地</u>	<u>33,000</u>	
<u>トリニダード・トバゴ</u>	<u>ポートオブスペイン</u>	<u>40,000</u>	
	<u>ン</u>		

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
 【第5条による改正 美瑛町職員の旅費に関する条例】

令和7年2月26日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新		旧	
	その他の地		36,000
<u>ニカラグア</u>	<u>マナグア</u>		14,000
	その他の地		14,000
<u>ハイチ</u>	<u>ポルトープランス</u>		33,000
	その他の地		33,000
<u>パナマ</u>	<u>パナマ</u>		23,000
	その他の地		21,000
<u>パラグアイ</u>	<u>アスンシオン</u>		22,000
	その他の地		17,000
<u>バルバドス</u>	<u>ブリッジタウン</u>		47,000
	その他の地		47,000
<u>ブラジル</u>	<u>ブラジリア</u>		16,000
	<u>クリチバ</u>		12,000
	<u>サンパウロ</u>		20,000
	<u>マナウス</u>		14,000
	<u>リオデジャネイロ</u>		19,000
	<u>レシフェ</u>		13,000
	その他の地		11,000
<u>ベネズエラ</u>	<u>カラカス</u>		31,000
	その他の地		31,000
<u>ペルー</u>	<u>リマ</u>		20,000
	その他の地		19,000

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
 【第5条による改正 美瑛町職員の旅費に関する条例】

令和7年2月26日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新				旧			
	<u>ボリビア</u>	<u>ラパス</u>	<u>13,000</u>				
		<u>その他の地</u>	<u>13,000</u>				
	<u>ホンジュラス</u>	<u>テグシガルパ</u>	<u>29,000</u>				
		<u>その他の地</u>	<u>29,000</u>				
	<u>メキシコ</u>	<u>メキシコ</u>	<u>19,000</u>				
		<u>レオン</u>	<u>17,000</u>				
		<u>その他の地</u>	<u>19,000</u>				
	<u>その他の国</u>		<u>14,000</u>				
<u>欧州</u>	<u>アイスランド</u>	<u>レイキャビク</u>	<u>49,000</u>				
		<u>その他の地</u>	<u>47,000</u>				
	<u>アイルランド</u>	<u>ダブリン</u>	<u>36,000</u>				
		<u>その他の地</u>	<u>33,000</u>				
	<u>アゼルバイジャ</u>	<u>バクー</u>	<u>25,000</u>				
	<u>ン</u>	<u>その他の地</u>	<u>25,000</u>				
	<u>アルバニア</u>	<u>ティラナ</u>	<u>16,000</u>				
		<u>その他の地</u>	<u>16,000</u>				
	<u>アルメニア</u>	<u>エレバン</u>	<u>27,000</u>				
		<u>その他の地</u>	<u>26,000</u>				
	<u>イタリア</u>	<u>ローマ</u>	<u>30,000</u>				
		<u>ミラノ</u>	<u>31,000</u>				
		<u>その他の地</u>	<u>22,000</u>				
	<u>ウクライナ</u>	<u>キーウ</u>	<u>21,000</u>				

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
 【第5条による改正 美瑛町職員の旅費に関する条例】

令和7年2月26日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新		旧	
	その他の地		21,000
<u>ウズベキスタン</u>	タシケント		25,000
	その他の地		24,000
<u>英国</u>	ロンドン		44,000
	エディンバラ		38,000
	その他の地		29,000
<u>エストニア</u>	タリン		19,000
	その他の地		20,000
<u>オーストリア</u>	ウィーン		24,000
	その他の地		21,000
<u>オランダ</u>	ハーグ		24,000
	その他の地		25,000
<u>カザフスタン</u>	アスタナ		23,000
	その他の地		23,000
<u>北マケドニア</u>	スコピエ		21,000
	その他の地		20,000
<u>キプロス</u>	ニコシア		33,000
	その他の地		26,000
<u>ギリシャ</u>	アテネ		28,000
	その他の地		25,000
<u>キルギス</u>	ビシュケク		15,000
	その他の地		15,000

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
 【第5条による改正 美瑛町職員の旅費に関する条例】

令和7年2月26日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新			旧
<u>クロアチア</u>	<u>ザグレブ</u>	21,000	
	<u>その他の地</u>	22,000	
<u>ジョージア</u>	<u>トビリシ</u>	21,000	
	<u>その他の地</u>	21,000	
<u>スイス</u>	<u>ベルン</u>	33,000	
	<u>ジュネーブ</u>	38,000	
	<u>その他の地</u>	32,000	
<u>スウェーデン</u>	<u>ストックホルム</u>	30,000	
	<u>その他の地</u>	25,000	
<u>スペイン</u>	<u>マドリード</u>	31,000	
	<u>バルセロナ</u>	34,000	
	<u>その他の地</u>	24,000	
<u>スロバキア</u>	<u>ブラチスラバ</u>	22,000	
	<u>その他の地</u>	18,000	
<u>スロベニア</u>	<u>リュブリャナ</u>	23,000	
	<u>その他の地</u>	22,000	
<u>セルビア</u>	<u>ベオグラード</u>	25,000	
	<u>その他の地</u>	21,000	
<u>タジキスタン</u>	<u>ドゥシャンベ</u>	28,000	
	<u>その他の地</u>	28,000	
<u>チェコ</u>	<u>プラハ</u>	19,000	
	<u>その他の地</u>	17,000	

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
 【第5条による改正 美瑛町職員の旅費に関する条例】

令和7年2月26日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新			旧
<u>デンマーク</u>	<u>コペンハーゲン</u>	34,000	
	<u>その他の地</u>	30,000	
<u>ドイツ</u>	<u>ベルリン</u>	25,000	
	<u>デュッセルドルフ</u>	22,000	
	<u>ハンブルク</u>	25,000	
	<u>フランクフルト</u>	20,000	
	<u>ミュンヘン</u>	24,000	
	<u>その他の地</u>	19,000	
	<u>アシガバット</u>	21,000	
<u>ン</u>	<u>その他の地</u>	21,000	
<u>ノルウェー</u>	<u>オスロ</u>	32,000	
	<u>その他の地</u>	29,000	
<u>バチカン</u>	<u>バチカン</u>	21,000	
	<u>その他の地</u>	21,000	
<u>ハンガリー</u>	<u>ブダペスト</u>	21,000	
	<u>その他の地</u>	19,000	
<u>フィンランド</u>	<u>ヘルシンキ</u>	27,000	
	<u>その他の地</u>	26,000	
<u>フランス</u>	<u>パリ</u>	38,000	
	<u>ストラスブール</u>	24,000	
	<u>マルセイユ</u>	23,000	
	<u>その他の地</u>	25,000	

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
 【第5条による改正 美瑛町職員の旅費に関する条例】

令和7年2月26日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新			旧
<u>ブルガリア</u>	<u>ソフィア</u>	20,000	
	<u>その他の地</u>	18,000	
<u>ベラルーシ</u>	<u>ミンスク</u>	26,000	
	<u>その他の地</u>	26,000	
<u>ベルギー</u>	<u>ブリュッセル</u>	34,000	
	<u>その他の地</u>	26,000	
<u>ポーランド</u>	<u>ワルシャワ</u>	18,000	
	<u>その他の地</u>	15,000	
<u>ボスニア・ヘル ツェゴビナ</u>	<u>サラエボ</u>	18,000	
	<u>その他の地</u>	16,000	
<u>ポルトガル</u>	<u>リスボン</u>	28,000	
	<u>その他の地</u>	22,000	
<u>モルドバ</u>	<u>キシナウ</u>	20,000	
	<u>その他の地</u>	20,000	
<u>ラトビア</u>	<u>リガ</u>	18,000	
	<u>その他の地</u>	18,000	
<u>リトアニア</u>	<u>ビリニユス</u>	18,000	
	<u>その他の地</u>	18,000	
<u>ルーマニア</u>	<u>ブカレスト</u>	21,000	
	<u>その他の地</u>	17,000	
<u>ルクセンブルク</u>	<u>ルクセンブルク</u>	35,000	
	<u>その他の地</u>	29,000	

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
 【第5条による改正 美瑛町職員の旅費に関する条例】

令和7年2月26日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新				旧			
	<u>ロシア</u>	<u>モスクワ</u>	<u>21,000</u>				
		<u>ウラジオストク</u>	<u>21,000</u>				
		<u>サンクトペテルブルク</u>	<u>21,000</u>				
		<u>ハバロフスク</u>	<u>21,000</u>				
		<u>ユジノサハリン</u>	<u>21,000</u>				
		<u>スク</u>					
		<u>その他の地</u>	<u>21,000</u>				
	<u>その他の国</u>		<u>21,000</u>				
<u>中東</u>	<u>アフガニスタン</u>	<u>カブール</u>	<u>23,000</u>				
		<u>その他の地</u>	<u>23,000</u>				
	<u>アラブ首長国連邦</u>	<u>アブダビ</u>	<u>30,000</u>				
		<u>ドバイ</u>	<u>25,000</u>				
		<u>その他の地</u>	<u>24,000</u>				
	<u>イエメン</u>	<u>サヌア</u>	<u>23,000</u>				
		<u>その他の地</u>	<u>23,000</u>				
	<u>イスラエル</u>	<u>テルアビブ</u>	<u>37,000</u>				
		<u>その他の地</u>	<u>33,000</u>				
	<u>イラク</u>	<u>バグダッド</u>	<u>23,000</u>				
		<u>その他の地</u>	<u>23,000</u>				
	<u>イラン</u>	<u>テヘラン</u>	<u>23,000</u>				
		<u>その他の地</u>	<u>23,000</u>				

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
 【第5条による改正 美瑛町職員の旅費に関する条例】

令和7年2月26日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新				旧			
<u>オマーン</u>	<u>マスカット</u>		<u>14,000</u>				
	<u>その他の地</u>		<u>15,000</u>				
<u>カタール</u>	<u>ドーハ</u>		<u>17,000</u>				
	<u>その他の地</u>		<u>17,000</u>				
<u>クウェート</u>	<u>クウェート</u>		<u>23,000</u>				
	<u>その他の地</u>		<u>24,000</u>				
<u>サウジアラビア</u>	<u>リヤド</u>		<u>43,000</u>				
	<u>ジッダ</u>		<u>21,000</u>				
	<u>その他の地</u>		<u>37,000</u>				
<u>シリア</u>	<u>ダマスカス</u>		<u>23,000</u>				
	<u>その他の地</u>		<u>23,000</u>				
<u>トルコ</u>	<u>アンカラ</u>		<u>15,000</u>				
	<u>イスタンブール</u>		<u>20,000</u>				
	<u>その他の地</u>		<u>19,000</u>				
<u>バーレーン</u>	<u>マナーマ</u>		<u>22,000</u>				
	<u>その他の地</u>		<u>22,000</u>				
<u>ヨルダン</u>	<u>アンマン</u>		<u>21,000</u>				
	<u>その他の地</u>		<u>21,000</u>				
<u>レバノン</u>	<u>ベイルート</u>		<u>23,000</u>				
	<u>その他の地</u>		<u>23,000</u>				
<u>その他の国</u>			<u>23,000</u>				
<u>アフリカ</u>	<u>アルジェリア</u>	<u>アルジェ</u>	<u>30,000</u>				

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
 【第5条による改正 美瑛町職員の旅費に関する条例】

令和7年2月26日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新			旧
	その他の地	29,000	
<u>アンゴラ</u>	<u>ルアンダ</u>	47,000	
	その他の地	47,000	
<u>ウガンダ</u>	<u>カンパラ</u>	19,000	
	その他の地	31,000	
<u>エジプト</u>	<u>カイロ</u>	32,000	
	その他の地	31,000	
<u>エチオピア</u>	<u>アディスアベバ</u>	18,000	
	その他の地	24,000	
<u>ガーナ</u>	<u>アクラ</u>	29,000	
	その他の地	29,000	
<u>ガボン</u>	<u>リーブルビル</u>	32,000	
	その他の地	32,000	
<u>カメルーン</u>	<u>ヤウンデ</u>	26,000	
	その他の地	26,000	
<u>ギニア</u>	<u>コナクリ</u>	22,000	
	その他の地	22,000	
<u>ケニア</u>	<u>ナイロビ</u>	26,000	
	その他の地	26,000	
<u>コートジボワール</u>	<u>アビジャン</u>	32,000	
<u>ル</u>	その他の地	32,000	
<u>コンゴ民主共和</u>	<u>キンシャサ</u>	22,000	

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
 【第5条による改正 美瑛町職員の旅費に関する条例】

令和7年2月26日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新			旧
<u>国</u>	<u>その他の地</u>	<u>22,000</u>	
<u>ザンビア</u>	<u>ルサカ</u>	<u>33,000</u>	
	<u>その他の地</u>	<u>37,000</u>	
<u>ジブチ</u>	<u>ジブチ</u>	<u>22,000</u>	
	<u>その他の地</u>	<u>22,000</u>	
<u>ジンバブエ</u>	<u>ハラレ</u>	<u>19,000</u>	
	<u>その他の地</u>	<u>19,000</u>	
<u>スーダン</u>	<u>ハルツーム</u>	<u>22,000</u>	
	<u>その他の地</u>	<u>22,000</u>	
<u>セーシェル</u>	<u>ビクトリア</u>	<u>22,000</u>	
	<u>その他の地</u>	<u>22,000</u>	
<u>セネガル</u>	<u>ダカール</u>	<u>40,000</u>	
	<u>その他の地</u>	<u>39,000</u>	
<u>タンザニア</u>	<u>ダルエスサラーム</u>	<u>22,000</u>	
	<u>その他の地</u>	<u>23,000</u>	
<u>チュニジア</u>	<u>チュニス</u>	<u>29,000</u>	
	<u>その他の地</u>	<u>29,000</u>	
<u>ナイジェリア</u>	<u>アブジャ</u>	<u>31,000</u>	
	<u>その他の地</u>	<u>31,000</u>	
<u>ナミビア</u>	<u>ウイントフック</u>	<u>13,000</u>	
	<u>その他の地</u>	<u>17,000</u>	
<u>ブルキナファソ</u>	<u>ワガドゥガー</u>	<u>23,000</u>	

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
 【第5条による改正 美瑛町職員の旅費に関する条例】

令和7年2月26日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新		旧	
	その他の地		23,000
<u>ベナン</u>	<u>コトヌ</u>		27,000
	その他の地		27,000
<u>ボツワナ</u>	<u>ハボローネ</u>		23,000
	その他の地		23,000
<u>マダガスカル</u>	<u>アンタナナリボ</u>		24,000
	その他の地		24,000
<u>マラウイ</u>	<u>リロングウェ</u>		26,000
	その他の地		26,000
<u>マリ</u>	<u>バマコ</u>		41,000
	その他の地		41,000
<u>南アフリカ共和</u>	<u>プレトリア</u>		16,000
<u>国</u>	その他の地		18,000
<u>南スーダン</u>	<u>ジュバ</u>		22,000
	その他の地		22,000
<u>モーリシャス</u>	<u>ポートルイス</u>		38,000
	その他の地		26,000
<u>モーリタニア</u>	<u>ヌアクショット</u>		21,000
	その他の地		21,000
<u>モザンビーク</u>	<u>マプト</u>		18,000
	その他の地		19,000
<u>モロッコ</u>	<u>ラバト</u>		20,000

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
 【第5条による改正 美瑛町職員の旅費に関する条例】

令和7年2月26日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新				旧									
		その他の地	19,000										
	リビア	トリポリ	22,000										
		その他の地	22,000										
	ルワンダ	キガリ	29,000										
		その他の地	29,000										
	その他の国		22,000										
		その他の地域	21,000										
別表第2 (第20条関係)				別表第2 (第20条関係)									
区分		死亡手当		移転料									
全ての者		930,000 円		区分	鉄道 50キ ロメー トル未 満	鉄道 50キ ロメー トル以 上100 キロメ ートル 未満	鉄道 100キ ロメー トル以 上300 キロメ ートル 未満	鉄道 300キ ロメー トル以 上500 キロメ ートル 未満	鉄道 500キ ロメー トル以 上 1,000 キロメ ートル 未満	鉄道 1,000 キロメ ートル 未満	鉄道 1,500 キロメ ートル 未満	鉄道 2,000 キロメ ートル 未満	鉄道 2,000 キロメ ートル 未満
				6級以 下4級 以上の 職務に	円	円	円	円	円	円	円	円	円
					107,000	123,000	152,000	187,000	248,000	261,000	279,000	324,000	

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表
 【第5条による改正 美瑛町職員の旅費に関する条例】

令和7年2月26日
 第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧								
	ある者								
	3級以								
	下の職	円	円	円	円	円	円	円	円
	務にあ	93,000	107,000	132,000	163,000	216,000	227,000	243,000	282,000
る者									
備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。									

美瑛町宿泊税条例の制定要旨

1 制定の要旨

多くの来訪者によって発生し又は増幅する行政需要に対応するため、地方税法第5条第3項の規定に基づき、法定外普通税として宿泊税を課することから、本条例を制定するもの。

2 制定の概要

第1条（趣旨）

条例制定の趣旨について規定

第2条（課税の根拠等）

課税根拠とする法令等について規定

第3条（定義）

条例における用語について規定

第4条（納税義務者）

納税義務者について規定

第5条（課税免除）

課税免除となる者について規定

第6条（税率）

納税義務者に課する税率について規定

第7条（減免）

減免について規定

第8条（徴収の方法）

徴収の方法について規定

第9条（特別徴収義務者）

特別徴収義務者となる者について規定

第10条（特別徴収義務者の申告等）

特別徴収義務者が行う申告について規定

第11条（納税管理人）

納税管理人の申告等について規定

第12条（申告納入）

特別徴収義務者が行う申告納入について規定

第13条（不足金額等の納入）

特別徴収義務者が納入する不足金額等について規定

第14条（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除）

徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の取扱いについて規定

第15条（特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等）

特別徴収義務者の帳簿の記載義務及び保存について規定

第16条（間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税）

間接地方税及び夜間執行の制限を受けない税である旨を規定

第17条（納税管理人に係る不申告に関する過料）

納税管理人に係る不申告に関する過料について規定

第18条（帳簿の記載義務違反等に関する罪）

帳簿の記載義務違反等に関する罪について規定

第19条（委任）

規則への委任について規定

附 則

施行期日、適用区分、経過措置、準備行為、徴収の方法の特例、道宿泊税に係る督促、滞納処分及び見直し期間の検討について規定

3 施行期日

地方税法第669条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。

美瑛町駐車場利用税条例の制定要旨

1 制定の要旨

多くの来訪者によって発生し又は増幅する行政需要に対応するため、地方税法第5条第3項の規定に基づき、法定外普通税として駐車場利用税を課することから、本条例を制定するもの。

2 制定の概要

第1条（趣旨）

条例制定の趣旨について規定

第2条（課税の根拠等）

課税根拠とする法令等について規定

第3条（定義）

条例における用語について規定

第4条（納税義務者）

納税義務者について規定

第5条（課税免除）

課税免除となる者について規定

第6条（税率）

納税義務者に課する税率について規定

第7条（減免）

減免について規定

第8条（徴収の方法）

徴収の方法について規定

第9条（特別徴収義務者）

特別徴収義務者となる者について規定

第10条（特別徴収義務者の申告等）

特別徴収義務者が行う申告について規定

第11条（納税管理人）

納税管理人の申告等について規定

第12条（申告納入）

特別徴収義務者が行う申告納入について規定

第13条（不足金額等の納入）

特別徴収義務者が納入する不足金額等について規定

第14条（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除）

徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の取扱いについて規定

第15条（特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等）

特別徴収義務者の帳簿の記載義務及び保存について規定

第16条（間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税）

間接地方税及び夜間執行の制限を受けない税である旨を規定

第17条（納税管理人に係る不申告に関する過料）

納税管理人に係る不申告に関する過料について規定

第18条（帳簿の記載義務違反等に関する罪）

帳簿の記載義務違反等に関する罪について規定

第19条（委任）

規則への委任について規定

附 則

施行期日、適用区分、準備行為及び見直し期間の検討について規定

3 施行期日

地方税法第669条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

美瑛町手話言語の理解及び普及並びに障がいの特性に応じた意思疎通の総合的な支援に関する条例の制定要旨

1 制定の要旨

手話言語の理解及び普及並びに障がいの特性に応じた意思疎通の総合的な支援についての基本理念を定め、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いを理解し、個性を尊重することによって、自分らしく安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現に寄与するため、本条例を制定するもの。

2 制定の概要

第1条（目的）

本条例の目的を規定

第2条（用語の定義）

本条例で使用する用語の定義を規定

第3条（基本理念）

本条例の基本理念について規定

第4条（町の責務）

町の責務について規定

第5条（町民及び事業者の役割）

町民及び事業者の役割について規定

第6条（施策の推進）

町が推進する施策について規定

第7条（財政上の措置）

施策を推進するための財政上の措置について規定

第8条（委任）

本条例のほか、必要な事項の委任について規定

附 則

施行期日について規定

3 施行期日

令和7年7月1日から施行する。

美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

令和6年8月に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」において示された国家公務員の仕事と生活の両立支援の拡充を踏まえ、職員の柔軟な働き方を実現するよう、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

(1) 時間外勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大

育児を行う職員に対し、時間外勤務の免除の対象となる労働者の範囲を「3歳に満たない子」を養育する者から「小学校就学の始期に達するまでの子」を養育する者へ拡大する。

(2) 仕事と介護の両立を支援する勤務環境の整備

家族の介護の必要性が生じた職員への支援制度等の利用に係る勤務環境の整備を行う。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

○美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第8条の3 【略】 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の4 【略】</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が規則で定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。)をさせてはならない。</p> <p>3 【略】</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>並びに第2項</u> 及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは</p>	<p>第1条～第8条の3 【略】 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の4 【略】</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が規則で定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。)をさせてはならない。</p> <p>3 【略】</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、</u>及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは</p>

○美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</p> <p>5 【略】</p> <p>第9条～第14条 【略】</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第18条第1項において「配偶者等」という。</u>））で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 【略】</p> <p>第15条の2～第17条 【略】</p> <p><u>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</u></p> <p>第18条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p>	<p>「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</p> <p>5 【略】</p> <p>第9条～第14条 【略】</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者_____で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 【略】</p> <p>第15条の2～第17条 【略】</p>

○美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、<u>前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> <u>（勤務環境の整備に関する措置）</u></p> <p>第18条の2 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</p> <p>第19条 【略】 附 則 【略】</p>	<p>第18条 【略】 附 則 【略】</p>

美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）の公布に伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

職員の部分休業の承認に係る規定の条項ずれを整備する。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

○美瑛町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第19条 【略】 （部分休業の承認）</p> <p>第20条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条の2第20項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p> <p>第21条～第25条 【略】 附則 【略】</p>	<p>第1条～第19条 【略】 （部分休業の承認）</p> <p>第20条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p> <p>第21条～第25条 【略】 附則 【略】</p>

美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

令和6年8月の人事院勧告における給与勧告に準拠した給与の改定及び職員が所有する住居に係る手当を段階的に廃止するため、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

(1) 給料表（給与条例第3条関係）

職務の級間の水準の重なりを解消し、昇格時の給料表の上昇幅を拡大するなど、3級以上の号俸に属する職員の給与を職責重視のものに改める。

(2) 扶養手当（給与条例第8条及び第9条関係）

配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会状況の変化に対応すること、また、子を有する職員に対する生計費の補填を充実するために、令和7年度及び令和8年度の2年間で段階的に見直しを行う。

区分	配偶者	子（一人当たり）
現行	6,500円	10,000円
令和7年度	3,000円	11,500円
令和8年度	廃止	13,000円

(3) 住居手当（給与条例第18条の4関係）

職員が所有する住居に係る手当について、令和7年度から令和11年度の5年間に特例措置を設けた上で、段階的に廃止する。

区分	金額
現行	7,000円
令和7年度	6,000円
令和8年度	5,000円
令和9年度	4,000円
令和10年度	3,000円

令和11年度	2,000円
令和12年度	廃止

(4) 地域手当（給与条例第18条の5関係）

支給地域の単位の広域化、級地区分の再編及び民間賃金を反映した支給割合の見直しに伴い、北海道札幌市の支給割合を3%から4%へ引き上げる。

(5) 管理職員特別勤務手当（給与条例第21条の2関係）

勤務実態に応じた適切な処遇を確保するため、管理職員の平日深夜に係る特別勤務手当の支給対象時間帯を見直す。

支給対象	現行	令和7年度
時間帯	午前0時から午前5時	午後10時から午前5時

(6) 再任用職員への手当支給の拡大（給与条例第24条関係）

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対して、寒冷地手当及び住居手当を支給するよう拡大する。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第7条 【略】 (扶養手当) 第8条 【略】 2 【略】</p> <hr/> <p>(1) 【略】 (2) 【略】 (3) 【略】 (4) 【略】 (5) 【略】</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円とする。</p> <p>4 【略】 第9条 【略】 (1) 【略】 (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。） 2・3 【略】 第10条 【略】 (単身赴任手当) 第10条の2 在勤庁を異にする異動又は在勤庁の移転に伴い、住</p>	<p>第1条～第7条 【略】 (扶養手当) 第8条 【略】 2 【略】 (1) 配偶者（届出しないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。） (2) 【略】 (3) 【略】 (4) 【略】 (5) 【略】 (6) 【略】</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。</p> <p>4 【略】 第9条 【略】 (1) 【略】 (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。） 2・3 【略】 第10条 【略】 (単身赴任手当) 第10条の2 在勤庁を異にする異動又は在勤庁の移転に伴い、住</p>

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者（届出しないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）と別居することとなった職員で、当該異動又は在勤庁の移転の直前の住居から当該異動又は移転の直後に新在勤庁に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から新在勤庁に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2 【略】</p> <p>第11条～第18条の3 【略】 （住居手当）</p> <p>第18条の4 【略】</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第2号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（職員用宿舍を貸与され、それに対する使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）</p>	<p>居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者_____と別居することとなった職員で、当該異動又は在勤庁の移転の直前の住居から当該異動又は移転の直後に新在勤庁に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から新在勤庁に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2 【略】</p> <p>第11条～第18条の3 【略】 （住居手当）</p> <p>第18条の4 【略】</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（職員用宿舍を貸与され、それに対する使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）</p> <p>(2) その所有に係る住宅（規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。）に居住している職員で世帯主であるもの</p>
<p>(2) 【略】</p> <p>2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号_____に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号_____に掲げる額及び第2号に掲げる額の合計額）とする。</p>	<p>(3) 【略】</p> <p>2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額）とする。</p>

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>(1) 【略】</p> <hr/> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>3 【略】</p> <p>第18条の5～第21条 【略】 （管理職員特別勤務手当）</p> <p>第21条の2 【略】</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3・4 【略】</p> <p>第22条～第23条の2 【略】 （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）</p> <p>第24条 第4条第2項から第8項まで、第8条及び第9条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員に適用しない。</p> <p>第24条の2・第25条 【略】</p> <p>附 則 【略】</p> <p>別表第1（第3条関係） 行政職給料表 単位 円</p>	<p>(1) 【略】</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 7,000円</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>3 【略】</p> <p>第18条の5～第21条 【略】 （管理職員特別勤務手当）</p> <p>第21条の2 【略】</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3・4 【略】</p> <p>第22条～第23条の2 【略】 （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）</p> <p>第24条 第4条第2項から第8項まで、第8条、第9条、第18条及び第18条の4の規定は、定年前再任用短時間勤務職員に適用しない。</p> <p>第24条の2・第25条 【略】</p> <p>附 則 【略】</p> <p>別表第1（第3条関係） 行政職給料表 単位 円</p>

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新								旧							
職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新								旧							
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700		17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500		18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200		19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800		20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500		21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900		22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300		23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700		24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100		25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300		26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500		27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500		28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600		29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800		30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900		31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000		32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700		33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400		34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新								旧							
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100		35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800		36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400		37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000		38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500		39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900		40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300		41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500		42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800		43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100		44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400		45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新								旧							
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新								旧							
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	415,900		74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	416,100		75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	416,300		76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	416,500		77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	416,700		78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	416,900		79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	417,100		80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	417,300		81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	417,500		82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	417,700		83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	417,900		84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	418,100		85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
86	256,000	297,100	346,000	386,500	398,500			86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
87	256,300	297,400	346,400	386,900	398,800			87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
88	256,600	297,700	346,800	387,300	399,000			88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		
89	256,900	298,000	347,000	387,700	399,200			89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新							旧						
90	257,200	298,300	347,400	388,100	399,500		90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
91	257,500	298,600	347,800	388,500	399,800		91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
92	257,800	299,000	348,200	388,900	400,000		92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
93	258,100	299,200	348,400	389,300	400,200		93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
94		299,400	348,800	389,700	400,500		94		299,400	347,400	386,400	398,400	
95		299,700	349,200	390,100	400,800		95		299,700	347,800	386,700	398,600	
96		300,100	349,500	390,500	401,000		96		300,100	348,200	387,000	398,800	
97		300,300	349,800	390,900	401,200		97		300,300	348,400	387,300	399,000	
98		300,600	350,200	391,300	401,400		98		300,600	348,800	387,600	399,200	
99		301,000	350,600	391,700	401,600		99		301,000	349,200	387,900	399,400	
100		301,400	351,000	392,100	401,800		100		301,400	349,500	388,200	399,600	
101		301,600	351,500	392,500	402,000		101		301,600	349,800	388,500	399,800	
102		301,900	351,900	392,900	402,200		102		301,900	350,200	388,800	400,000	
103		302,200	352,300	393,300	402,400		103		302,200	350,600	389,100	400,200	
104		302,500	352,700	393,700	402,600		104		302,500	351,000	389,400	400,400	
105		302,700	353,200	394,100	402,800		105		302,700	351,500	389,700	400,600	
106		303,000	353,600	394,500			106		303,000	351,900	390,000		
107		303,300	353,900	394,900			107		303,300	352,300	390,300		
108		303,600	354,200	395,300			108		303,600	352,700	390,600		

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新								旧							
	109		303,800	354,700	395,700				109		303,800	353,200	390,900		
	110		304,200	355,000					110		304,200	353,600			
	111		304,600	355,300					111		304,600	353,900			
	112		304,900	355,600					112		304,900	354,200			
	113		305,100	355,900					113		305,100	354,700			
	114		305,300	356,200					114		305,300				
	115		305,600	356,500					115		305,600				
	116		306,000						116		306,000				
	117		306,200						117		306,200				
	118		306,400						118		306,400				
	119		306,700						119		306,700				
	120		307,000						120		307,000				
	121		307,400						121		307,400				
	122		307,600						122		307,600				
	123		307,900						123		307,900				
	124		308,200						124		308,200				
	125		308,500						125		308,500				
定年前再		基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	定年前再		基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新								旧							
任用短時間勤務職員		料月額 円	料月額 円	料月額 円	料月額 円	料月額 円	料月額 円	任用短時間勤務職員		料月額 円	料月額 円	料月額 円	料月額 円	料月額 円	料月額 円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600			192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600
別表第2（第3条関係） ア 医療職給料表（一）								別表第2（第3条関係） ア 医療職給料表（一）							
単位 円								単位 円							
職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700		1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	341,100
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400		2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	342,800
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000		3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	344,500
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600		4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	346,100
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200		5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	347,700
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800		6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900	349,400
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400		7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	351,000
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000		8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	352,600
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600		9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	354,200
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600		10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	355,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600		11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	357,600

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新								旧							
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600		12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	359,200
定年前再任	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	定年前再任	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	360,700
用短時間勤	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	用短時間勤	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	362,400
務職員以外	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	務職員以外	15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	364,000
の職員	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	の職員	16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	365,600
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800		17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	367,200
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300		18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	368,800
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800		19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	370,400
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300		20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	372,000
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600		21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	373,600
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900		22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	375,600
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200		23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300		24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400		25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500		26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600		27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	384,400
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700		28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	386,100
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500		29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	387,800

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新								旧							
30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300		30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	389,300	
31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100		31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	390,800	
32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900		32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	392,300	
33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300		33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	393,600	
34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900		34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	394,900	
35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400		35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	396,200	
36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800		36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300	397,300	
37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200		37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700	398,400	
38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400		38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300	399,500	
39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700		39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800	400,600	
40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000		40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300	401,700	
41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300		41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500	402,500	
42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600		42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600	403,300	
43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900		43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800	404,100	
44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200		44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900	404,900	
45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400		45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900	405,300	
46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700		46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700	405,900	
47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000		47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700	406,400	
48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300		48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800	406,800	

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新								旧							
49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500		49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800	407,200	
50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800		50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800	407,400	
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100		51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800	407,700	
52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400		52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700	408,000	
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600		53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500	408,300	
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000	411,800		54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300	408,600	
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700	412,000		55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200	408,900	
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300	412,200		56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000	409,200	
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700	412,400		57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500	409,400	
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200	412,600		58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300	409,700	
59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800	412,800		59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100	410,000	
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400	413,000		60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900	410,300	
61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800	413,200		61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300	410,500	
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300	413,400		62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000	410,800	
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800	413,600		63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700	411,100	
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300	413,800		64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300	411,400	
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900	414,000		65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700	411,600	
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400			66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200		

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新							旧						
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000		67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800	
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600		68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400	
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100		69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800	
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600		70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300	
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100		71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800	
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600		72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300	
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900		73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900	
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400		74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400	
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800		75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000	
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200		76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600	
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600		77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100	
78	254,800	291,900	328,600	349,900	393,000		78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600	
79	255,100	292,200	329,000	350,100	393,400		79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100	
80	255,300	292,500	329,500	350,400	393,800		80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600	
81	255,500	292,800	330,000	350,900	394,200		81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900	
82	255,800	293,100	330,400	351,200	394,600		82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400	
83	256,100	293,400	330,600	351,500	395,000		83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800	
84	256,300	293,700	330,900	351,800	395,400		84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200	

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新							旧						
85	256,500	293,900	331,300	352,200	395,800		85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600	
86		294,100	331,700	352,500	396,200		86		294,100	330,400	351,200	393,000	
87		294,300	332,000	352,800	396,600		87		294,300	330,600	351,500	393,400	
88		294,500	332,300	353,100	397,000		88		294,500	330,900	351,800	393,800	
89		294,900	332,600	353,500	397,400		89		294,900	331,300	352,200	394,200	
90		295,100	332,800	353,800			90		295,100	331,700	352,500		
91		295,300	333,200	354,100			91		295,300	332,000	352,800		
92		295,500	333,500	354,400			92		295,500	332,300	353,100		
93		295,900	333,700	354,700			93		295,900	332,600	353,500		
94		296,100	334,000	355,100			94		296,100	332,800	353,800		
95		296,300	334,300	355,500			95		296,300	333,200	354,100		
96		296,600	334,600	355,900			96		296,600	333,500	354,400		
97		296,900	334,800	356,400			97		296,900	333,700	354,700		
98		297,100	335,100	356,800			98		297,100	334,000	355,100		
99		297,300	335,400	357,200			99		297,300	334,300	355,500		
100		297,600	335,600	357,600			100		297,600	334,600	355,900		
101		297,900	335,800	358,100			101		297,900	334,800	356,400		
102		298,100	336,000	358,500			102		298,100	335,100	356,800		
103		298,300	336,400	358,900			103		298,300	335,400	357,200		

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新								旧							
	104		298,600	336,600	359,300				104		298,600	335,600	357,600		
	105		298,900	336,800	359,700				105		298,900	335,800	358,100		
	106			337,200					106			336,000			
	107			337,600					107			336,400			
	108			338,000					108			336,600			
	109			338,200					109			336,800			
	110			338,400					110			337,200			
	111			338,600					111			337,600			
	112			338,800					112			338,000			
	113			339,000					113			338,200			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400			193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400

別表第2 (第3条関係)

イ 医療職給料表 (二)

単位 円

職員の 区分	職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

別表第2 (第3条関係)

イ 医療職給料表 (二)

単位 円

職員の 区分	職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新							旧						
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300		1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300		2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300		3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300		4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300		5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500		6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700		7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900		8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000		9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200		10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300		11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400		12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300
定年前再任	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	定年前再任	13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300
用短時間勤	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	用短時間勤	14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500
務職員以外	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	務職員以外	15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700
の職員	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	の職員	16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000		17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200		18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300		19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新							旧						
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400		20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500		21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700		22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800		23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900		24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000		25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300		26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600		27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900		28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100		29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600		30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100		31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600		32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800		33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300		34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700		35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100		36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900
	37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500		37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新							旧						
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500		38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900		39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100	
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200		40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600	
41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500		41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800	
42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900		42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300	
43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200		43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700	
44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500		44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100	
45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000		45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500	
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200		46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500	
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300		47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900	
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500		48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200	
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600		49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500	
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500		50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900	
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500		51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200	
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400		52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500	
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000		53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000	
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800		54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200	
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600		55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300	
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400		56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500	

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新							旧					
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600	
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800	58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500	
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500	59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500	
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100	60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400	
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700	61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000	
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300	62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800	
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000	63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600	
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600	64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400	
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300	65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100	
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800	66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800	
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400	67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500	
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900	68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100	
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300	69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700	
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900	70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300	
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400	71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000	
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700	72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600	
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000	73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300	
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500	74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800	

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新							旧						
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900	75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400		
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200	76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900		
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500	77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300		
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000	78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900		
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500	79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400		
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900	80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700		
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200	81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000		
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600	82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500		
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100	83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900		
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500	84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200		
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900	85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500		
86	286,100	312,900	350,700	369,600	398,400	86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000		
87	286,600	313,900	351,500	370,200	398,900	87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500		
88	287,100	314,900	352,300	370,700	399,400	88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900		
89	287,600	315,800	352,900	371,000	399,800	89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200		
90	288,100	316,900	353,500	371,500	400,300	90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600		
91	288,600	317,900	354,100	371,900	400,800	91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100		
92	289,100	318,900	354,700	372,200	401,300	92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500		

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新							旧						
93	289,600	319,700	355,100	372,800	401,700		93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900	
94	290,200	320,400	355,500	373,300	402,200		94	290,200	320,400	353,500	371,500	398,300	
95	290,800	321,100	356,000	373,800	402,700		95	290,800	321,100	354,100	371,900	398,700	
96	291,400	321,700	356,400	374,300	403,200		96	291,400	321,700	354,700	372,200	399,100	
97	292,000	322,200	356,900	374,900	403,600		97	292,000	322,200	355,100	372,800	399,500	
98	292,500	322,500	357,300	375,400	404,200		98	292,500	322,500	355,500	373,300	399,900	
99	293,000	323,100	357,800	375,900	404,800		99	293,000	323,100	356,000	373,800	400,300	
100	293,500	323,700	358,200	376,300	405,200		100	293,500	323,700	356,400	374,300	400,700	
101	294,000	324,100	358,500	376,900	405,600		101	294,000	324,100	356,900	374,900	401,100	
102	294,500	324,700	359,000	377,400	406,000		102	294,500	324,700	357,300	375,400	401,500	
103	295,000	325,300	359,400	377,900	406,400		103	295,000	325,300	357,800	375,900	401,900	
104	295,400	325,800	359,700	378,400	406,800		104	295,400	325,800	358,200	376,300	402,300	
105	295,800	326,200	360,100	379,000	407,200		105	295,800	326,200	358,500	376,900	402,700	
106	296,300	326,700	360,600	379,400	407,600		106	296,300	326,700	359,000	377,400	403,100	
107	296,800	327,200	361,100	379,900	408,000		107	296,800	327,200	359,400	377,900	403,500	
108	297,100	327,700	361,600	380,400	408,400		108	297,100	327,700	359,700	378,400	403,900	
109	297,300	328,100	362,100	381,000	408,800		109	297,300	328,100	360,100	379,000	404,300	
110	297,600	328,500	362,600	381,500			110	297,600	328,500	360,600	379,400		
111	297,800	328,800	363,100	382,000			111	297,800	328,800	361,100	379,900		

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新						旧					
112	298,100	329,100	363,500	382,500		112	298,100	329,100	361,600	380,400	
113	298,400	329,400	363,900	383,000		113	298,400	329,400	362,100	381,000	
114	298,600	329,800	364,300	383,500		114	298,600	329,800	362,600	381,500	
115	298,900	330,100	364,800	384,000		115	298,900	330,100	363,100	382,000	
116	299,100	330,400	365,300	384,500		116	299,100	330,400	363,500	382,500	
117	299,400	330,600	365,700	385,000		117	299,400	330,600	363,900	383,000	
118	299,700	330,900	366,200	385,500		118	299,700	330,900	364,300	383,500	
119	300,000	331,200	366,700	386,000		119	300,000	331,200	364,800	384,000	
120	300,300	331,400	367,200	386,500		120	300,300	331,400	365,300	384,500	
121	300,600	331,600	367,500	387,000		121	300,600	331,600	365,700	385,000	
122	301,000	331,900	368,000	387,500		122	301,000	331,900	366,200	385,500	
123	301,300	332,200	368,500	388,000		123	301,300	332,200	366,700	386,000	
124	301,600	332,500	369,000	388,500		124	301,600	332,500	367,200	386,500	
125	301,800	332,700	369,400	389,000		125	301,800	332,700	367,500	387,000	
126	302,000	333,000	369,900	389,500		126	302,000	333,000	367,800	387,500	
127	302,300	333,400	370,400	390,000		127	302,300	333,400	368,100	388,000	
128	302,700	333,600	370,900	390,500		128	302,700	333,600	368,400	388,500	
129	302,900	333,800	371,400	391,000		129	302,900	333,800	368,700	389,000	

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新					旧				
130	303,200	334,000	371,900		130	303,200	334,000	369,000	
131	303,600	334,400	372,400		131	303,600	334,400	369,300	
132	304,000	334,600	372,900		132	304,000	334,600	369,600	
133	304,200	334,900	373,400		133	304,200	334,900	369,900	
134	304,500	335,300	373,900		134	304,500	335,300	370,200	
135	304,800	335,700	374,400		135	304,800	335,700	370,500	
136	305,100	336,100	374,900		136	305,100	336,100	370,800	
137	305,300	336,400	375,400		137	305,300	336,400	371,100	
138	305,600	336,800	375,900		138	305,600	336,800	371,400	
139	305,900	337,200	376,400		139	305,900	337,200	371,700	
140	306,200	337,600	376,900		140	306,200	337,600	372,000	
141	306,400	337,900	377,400		141	306,400	337,900	372,300	
142	306,800	338,300			142	306,800	338,300		
143	307,200	338,600			143	307,200	338,600		
144	307,500	339,000			144	307,500	339,000		
145	307,700	339,300			145	307,700	339,300		
146	307,900	339,700			146	307,900	339,700		
147	308,200	340,100			147	308,200	340,100		
148	308,600	340,500			148	308,600	340,500		

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新				旧			
149	308,800	340,800		149	308,800	340,800	
150	309,000	341,200		150	309,000	341,200	
151	309,300	341,600		151	309,300	341,600	
152	309,600	342,000		152	309,600	342,000	
153	310,000	342,300		153	310,000	342,300	
154	310,200			154	310,200		
155	310,400			155	310,400		
156	310,700			156	310,700		
157	311,000			157	311,000		
158	311,300			158	311,300		
159	311,600			159	311,600		
160	311,900			160	311,900		
161	312,300			161	312,300		
162	312,600			162	312,600		
163	312,900			163	312,900		
164	313,200			164	313,200		
165	313,600			165	313,600		
166	313,900			166	313,900		

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新							旧							
	167	314,200						167	314,200					
	168	314,500						168	314,500					
	169	314,900						169	314,900					
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給 料月額 円 239,700	基準給 料月額 円 260,200	基準給 料月額 円 267,500	基準給 料月額 円 277,900	基準給 料月額 円 294,300			基準給 料月額 円 239,700	基準給 料月額 円 260,200	基準給 料月額 円 267,500	基準給 料月額 円 277,900	基準給 料月額 円 294,300	

別表第3・別表第4 【略】
別表第5（第18条の5関係）

支給地域	支給割合
北海道札幌市	100分の4
東京都特別区	100分の20
大阪府大阪市	100分の16

別表第3・別表第4 【略】
別表第5（第18条の5関係）

支給地域	支給割合
北海道札幌市	100分の3
東京都特別区	100分の20
大阪府大阪市	100分の16

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「基準省令」という。）の改正に伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

基準省令が条例の従うべき基準とされているため、基準省令に準じて関連する規定の一部を改正する。

- (1) 特定教育・保育施設等と連携した保育内容支援及び代替保育に係る連携施設の確保体制を見直す。
- (2) 連携施設の確保が困難である場合の経過措置期限を延長する。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

○美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>目次 【略】</p> <p>第1条～第36条 【略】</p> <p>第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準</p> <p>(利用定員)</p> <p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年美瑛町条例第4号。以下「家庭的保育事業等条例」という。）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（家庭的保育事業等条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。）にあつては、6人以上19人以下、小規模保育事業C型（家庭的保育事業等条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。）にあつては、6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては、1人とする。</p> <p>2 【略】</p> <p>第38条～41条 【略】</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こ</p>	<p>目次 【略】</p> <p>第1条～第36条 【略】</p> <p>第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準</p> <p>(利用定員)</p> <p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年美瑛町条例第4号。以下「家庭的保育事業等条例」という。）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。_____）及び小規模保育事業B型（家庭的保育事業等条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。_____）にあつては、6人以上19人以下、小規模保育事業C型（家庭的保育事業等条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。）にあつては、6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては、1人とする。</p> <p>2 【略】</p> <p>第38条～41条 【略】</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こ</p>

○美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>も園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</p> <p>(2) 【略】</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2 町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</p>	<p>も園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行う こと。</p> <p>(2) 【略】</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p>

○美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p> <p>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</p> <p>4 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。</p> <p>ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p> <p>(2) 町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</p>	<p>2 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 特定地域型保育事業者と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>(2) 次項に規定する連携協力を行う者との本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p>

○美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</p> <p>（1） 特定地域型保育事業者 _____ が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u></p> <p>（2） 【略】</p> <p><u>6</u> 【略】</p> <p><u>7</u> 【略】</p> <p><u>8</u> 【略】</p> <p><u>9</u> 【略】</p> <p><u>10</u> 【略】</p> <p><u>11</u> 【略】</p> <p>第43条～第54条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第3条 【略】</p> <p>（連携施設に関する経過措置）</p> <p>第4条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第42条第1項本文の規</p>	<p>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>（1） 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u></p> <p>（2） 【略】</p> <p><u>4</u> 【略】</p> <p><u>5</u> 【略】</p> <p><u>6</u> 【略】</p> <p><u>7</u> 【略】</p> <p><u>8</u> 【略】</p> <p><u>9</u> 【略】</p> <p>第43条～第54条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第3条 【略】</p> <p>（連携施設に関する経過措置）</p> <p>第4条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第42条第1項本文の規</p>

○美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>定にかかわらず、<u>令和12年3月31日</u>までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p>定にかかわらず、<u>令和7年3月31日</u>までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>

美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「基準省令」という。）の改正に伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

基準省令が条例の従うべき基準とされているため、基準省令に準じて関連する規定の一部を改正する。

- (1) 保育所等と連携した保育内容支援及び代替保育に係る連携施設の確保体制を見直す。
- (2) 食事提供の特例のために必要な資格に「管理栄養士」を加える。
- (3) 連携施設の確保が困難である場合の経過措置期限を延長する。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

○美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>目次 【略】</p> <p>第1条～第5条 【略】 (保育所等との連携)</p> <p>第6条 【略】</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「<u>保育内容支援</u>」という。)を実施すること。</p> <p>(2) 【略】</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2 町長は、家庭的保育事業者等による<u>保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力を適切に確保すること。</u></p> <p>(2) <u>次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u></p> <p>ア <u>家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそ</u></p>	<p>目次 【略】</p> <p>第1条～第5条 【略】 (保育所等との連携)</p> <p>第6条 【略】</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>を行う</u> _____こと。</p> <p>(2) 【略】</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>

○美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p><u>それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p><u>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>3 <u>前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u></p> <p>4 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>いずれかを満たす</u>ときは、<u>第1項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) <u>家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。</u></p> <p><u>ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p><u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>(2) <u>町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u></p> <p>5 <u>前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区</u></p>	<p>2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>全てを満たすと認める</u>ときは、<u>前項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) <u>家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) <u>次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>3 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2</u></p>

○美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</p> <hr/> <p>(1) <u>家庭的保育事業者等</u>が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u></p> <hr/> <p>(2) 【略】</p> <p><u>6</u> 【略】</p> <p><u>7</u> 【略】 (食事の提供の特例)</p> <p>第16条 【略】</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、町等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>第17条～第50条 【略】</p> <p>附則 【略】</p> <p>第1条・第2条 【略】 (連携施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を</p>	<p><u>号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u></p> <p>(2) 【略】</p> <p><u>4</u> 【略】</p> <p><u>5</u> 【略】 (食事の提供の特例)</p> <p>第16条 【略】</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、町等の<u>栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>第17条～第50条 【略】</p> <p>附則 【略】</p> <p>第1条・第2条 【略】 (連携施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を</p>

○美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、<u>令和12年3月31日</u>までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>第4条・第5条 【略】</p>	<p>除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、<u>令和7年3月31日</u>までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>第4条・第5条 【略】</p>

美瑛町都市公園条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

都市公園法に基づく都市公園のうち、有料公園施設である新区画パークゴルフ場を廃止するため、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

別表第3新区画公園の使用料の規定を削除する。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

美瑛町文化財保護条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

文化財の計画的な保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進力の強化を図るため、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

美瑛町教育委員会が所管する文化財の保護に関する事務を移管し、町が管理及び執行するよう条文を整備する。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

○美瑛町文化財保護条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条・第2条 【略】 (町民、所有者等の心構え)</p> <p>第3条 【略】</p> <p>2 町長 _____ は、この条例の執行に当たっては関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。 (文化財審議会)</p> <p>第4条 文化財の保護について町長 _____ の諮問機関として、美瑛町文化財審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>2 審議会の組織及び運営については、規則 _____ で定める。 (指定)</p> <p>第5条 町長 _____ は、町の区域内に所在する文化財のうち、国又は道が指定したものを除き、町にとって特に文化的価値が高いと認めるものを、所有者及び権原に基づく占有者又は保持者(以下「所有者等」という。)の同意を得て、町の文化財に指定することができる。</p> <p>2 町長 _____ は、前項の規定により無形文化財の指定を行おうとするときは、当該無形文化財の保持者を認定しなければならない。 (解除)</p> <p>第6条 町長 _____ は、前条第1項の規定により町の文化財として指定した文化財(以下「町指定文化財」という。)がその文化的価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、指定を解除することができる。</p> <p>2 【略】</p>	<p>第1条・第2条 【略】 (町民、所有者等の心構え)</p> <p>第3条 【略】</p> <p>2 美瑛町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の執行に当たっては関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。 (文化財審議会)</p> <p>第4条 文化財の保護について教育委員会の諮問機関として、美瑛町文化財審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>2 審議会の組織及び運営については、教育委員会規則で定める。 (指定)</p> <p>第5条 教育委員会は、町の区域内に所在する文化財のうち、国又は道が指定したものを除き、町にとって特に文化的価値が高いと認めるものを、所有者及び権原に基づく占有者又は保持者(以下「所有者等」という。)の同意を得て、町の文化財に指定することができる。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により無形文化財の指定を行おうとするときは、当該無形文化財の保持者を認定しなければならない。 (解除)</p> <p>第6条 教育委員会は、前条第1項の規定により町の文化財として指定した文化財(以下「町指定文化財」という。)がその文化的価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、指定を解除することができる。</p> <p>2 【略】</p>

○美瑛町文化財保護条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>(指定又は解除の告示)</p> <p>第7条 町長 _____ は、前2条の規定により文化財の指定をし、又は解除したときは速やかにその旨を告示しなければならない。</p> <p>(管理、保存の義務)</p> <p>第8条 町指定文化財の所有者等は、この条例及びこれに基づく規則並びに町長 _____ の指示に従いその文化財を管理し、適正な保存に努めなければならない。</p> <p>(所有者等の変更等)</p> <p>第9条 町指定文化財の所有者等が変更したときは、新たな所有者等は速やかにその旨を町長 _____ に届け出なければならない。</p> <p>2 町指定文化財の所有者等が氏名、名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を町長 _____ に届け出なければならない。</p> <p>3 町指定文化財である無形文化財の保持者が死亡し、又は保持者として不適当になったときは、相続人又は保持者は速やかにその旨を町長 _____ に届け出なければならない。</p> <p>(滅失、き損)</p> <p>第10条 町指定文化財が次の各号の一に該当するときは、所有者等は速やかにその旨を町長 _____ に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>(現状の変更)</p> <p>第11条 所有者等が町指定文化財の現状を変更しようとするとき、又は所有者等その他関係者がその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ町長 _____ の許可を受けなければならない。</p> <p>2 町長 _____ は、前項の許可について必要な指示を与え、又は条</p>	<p>(指定又は解除の告示)</p> <p>第7条 教育委員会は、前2条の規定により文化財の指定をし、又は解除したときは速やかにその旨を告示しなければならない。</p> <p>(管理、保存の義務)</p> <p>第8条 町指定文化財の所有者等は、この条例及びこれに基づく規則並びに教育委員会の指示に従いその文化財を管理し、適正な保存に努めなければならない。</p> <p>(所有者等の変更等)</p> <p>第9条 町指定文化財の所有者等が変更したときは、新たな所有者等は速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 町指定文化財の所有者等が氏名、名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>3 町指定文化財である無形文化財の保持者が死亡し、又は保持者として不適当になったときは、相続人又は保持者は速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(滅失、き損)</p> <p>第10条 町指定文化財が次の各号の一に該当するときは、所有者等は速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>(現状の変更)</p> <p>第11条 所有者等が町指定文化財の現状を変更しようとするとき、又は所有者等その他関係者がその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の許可について必要な指示を与え、又は条</p>

○美瑛町文化財保護条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>件を付することができる。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者が前項の指示又は条件に従わないときは、<u>町長</u>は現状変更の停止を命じ、又は許可を取消することができる。</p> <p>(修理等の届出)</p> <p>第12条 所有者等は、町指定文化財の修理その他維持の措置をしようとするときは、あらかじめ<u>町長</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>町長</u>は、必要と認めたときは前項の修理等について必要な指導助言を与えることができる。</p> <p>(管理、保存の勧告)</p> <p>第13条 <u>町長</u>は、町指定文化財の管理及び保存のため必要と認めたときは、所有者等に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。</p> <p>(調査、報告等)</p> <p>第14条 <u>町長</u>は、必要と認めたときは、所有者等の同意を得て町指定文化財を調査し、又はその管理の現状若しくは修理の状況について報告を求めることができる。</p> <p>(補助金)</p> <p>第15条 <u>町長</u>は、町指定文化財の保存及び記録作成のため、必要と認めたときは予算の範囲内で補助金を交付することができる。</p> <p>2 <u>町長</u>は、前項の補助金の交付を受けた者に対し、その用途について必要な条件を付することができる。</p> <p>第16条 <u>町長</u>は、補助金の交付を受けた者が次の各号の一</p>	<p>件を付することができる。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者が前項の指示又は条件に従わないときは、<u>教育委員会</u>は現状変更の停止を命じ、又は許可を取消することができる。</p> <p>(修理等の届出)</p> <p>第12条 所有者等は、町指定文化財の修理その他維持の措置をしようとするときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、必要と認めたときは前項の修理等について必要な指導助言を与えることができる。</p> <p>(管理、保存の勧告)</p> <p>第13条 <u>教育委員会</u>は、町指定文化財の管理及び保存のため必要と認めたときは、所有者等に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。</p> <p>(調査、報告等)</p> <p>第14条 <u>教育委員会</u>は、必要と認めたときは、所有者等の同意を得て町指定文化財を調査し、又はその管理の現状若しくは修理の状況について報告を求めることができる。</p> <p>(補助金)</p> <p>第15条 <u>教育委員会</u>は、町指定文化財の保存及び記録作成のため、必要と認めたときは予算の範囲内で補助金を交付することができる。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の補助金の交付を受けた者に対し、その用途について必要な条件を付することができる。</p> <p>第16条 <u>教育委員会</u>は、補助金の交付を受けた者が次の各号の一</p>

○美瑛町文化財保護条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>に該当するときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>(1) この条例及びこれに基づく規則並びに<u>町長</u>の指示に違反したとき。</p> <p>(2) 【略】 (公開)</p> <p>第17条 <u>町長</u>は、町指定文化財の所有者等に対し、教育委員会の行う公開の用に供するため期間を定めて、その文化財を出品し、又は公開するよう勧告することができる。</p> <p>第18条 【略】 (施行規程)</p> <p>第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>附 則 【略】</p>	<p>に該当するときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>(1) この条例及びこれに基づく規則並びに<u>教育委員会</u>の指示に違反したとき。</p> <p>(2) 【略】 (公開)</p> <p>第17条 <u>教育委員会</u>は、町指定文化財の所有者等に対し、教育委員会の行う公開の用に供するため期間を定めて、その文化財を出品し、又は公開するよう勧告することができる。</p> <p>第18条 【略】 (施行規程)</p> <p>第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>附 則 【略】</p>

美瑛町水道事業給水条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

水道法施行令（昭和32年政令第336号）の改正に伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

布設工事監督者及び水道技術管理者の資格の改正に伴い、条文を整備する。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

○美瑛町水道事業給水条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>目次 【略】</p> <p>第1条～第35条 【略】 (布設工事監督者の資格)</p> <p>第36条 法第12条第2項の条例で定める資格は、<u>令第5条第2項</u>に規定する資格とする。 (水道技術管理者の資格)</p> <p>第37条 法第19条第3項の条例で定める資格は、<u>令第7条第1項</u>に規定する資格とする。</p> <p>第38条 【略】 附 則 【略】</p>	<p>目次 【略】</p> <p>第1条～第35条 【略】 (布設工事監督者の資格)</p> <p>第36条 法第12条第2項の条例で定める資格は、<u>令第4条第1項</u>に規定する資格とする。 (水道技術管理者の資格)</p> <p>第37条 法第19条第3項の条例で定める資格は、<u>令第6条第1項</u>に規定する資格とする。</p> <p>第38条 【略】 附 則 【略】</p>

美瑛町立病院使用料及び手数料条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

昨今の物価高騰等に対する使用料等の適正化を図るため、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

仕入れ価格と提供価格の差を是正するよう、給食料を400円から500円に、病衣貸与料を50円から100円に引き上げる。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

○美瑛町立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

令和7年2月26日
第2回美瑛町議会定例会資料

新				旧			
第1条～第5条 【略】 附則 【略】 別表（第3条関係） 使用料及び手数料				第1条～第5条 【略】 附則 【略】 別表（第3条関係） 使用料及び手数料			
区分	項目	料金（円）	備考	区分	項目	料金（円）	備考
1～13 【略】				1～13 【略】			
14 給食料	1食につき	<u>500</u>		14 給食料	1食につき	<u>400</u>	
15～18 【略】				15～18 【略】			
19 病衣貸与料	1日につき	<u>100</u>		19 病衣貸与料	1日につき	<u>50</u>	
20 【略】				20 【略】			